

第 1 1 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

| 種 別 | 予 算 | 条 例 | その他 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件 数 | 1 | 1 4 | 7 | 2 2 |

(2) 議案の名称

< 予算 >

議案第 6 6 号 令和元年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

< 条例 >

議案第 6 7 号 尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 8 号 尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について

議案第 6 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 7 0 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 1 号 尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 2 号 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

議案第 7 3 号 尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 4 号 尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第 7 5 号 尼崎市都市機能誘導特別用途地区建築条例について

議案第 7 6 号 尼崎市住宅政策審議会条例について

議案第 7 7 号 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

議案第 7 8 号 尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

| | |
|---------|------------------------------|
| 議案第 79号 | 尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 80号 | 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について |
| ＜その他＞ | |
| 議案第 81号 | 財産の譲与について |
| 議案第 82号 | 工事請負契約の変更について（旧若草中学校解体工事） |
| 議案第 83号 | 指定管理者の指定について（尼崎市立ユース交流センター） |
| 議案第 84号 | 事業契約の変更について（市営武庫3住宅第1期建替事業） |
| 議案第 85号 | 市道路線の認定及び廃止について |
| 議案第 86号 | 物件の買入れについて（35mはしご付消防自動車） |
| 議案第 87号 | 物件の買入れについて（高規格救急自動車） |

2 その他の報告

- (1) 平成30年度尼崎市繰越明許費に係る歳出予算の経費の繰越し

| | |
|------|-------------|
| 33事業 | 2,742,354千円 |
|------|-------------|
- (2) 平成30年度尼崎市事故繰越しに係る歳出予算の経費の繰越し

| | |
|-----|-----------|
| 1事業 | 189,300千円 |
|-----|-----------|
- (3) 平成30年度尼崎市水道事業会計継続費の繰越額の使用

| | |
|-----|-----------|
| 1事業 | 446,826千円 |
|-----|-----------|
- (4) 平成30年度尼崎市水道事業会計予算の繰越額の使用

| | |
|-----|-------------|
| 2事業 | 1,106,918千円 |
|-----|-------------|
- (5) 平成30年度尼崎市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用

| | |
|-----|-----------|
| 3事業 | 104,292千円 |
|-----|-----------|
- (6) 平成30年度尼崎市下水道事業会計予算の繰越額の使用

| | |
|-----|-------------|
| 1事業 | 1,188,293千円 |
|-----|-------------|
- (7) 平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算の繰越額の使用

| | |
|-----|-------------|
| 4事業 | 1,290,939千円 |
|-----|-------------|
- (8) 議会の指定に基づく専決処分
 - ・ 和解及び損害賠償の額の決定

| | | |
|--------|----|------------|
| 交通事故 | 1件 | 837,579円 |
| その他の事故 | 8件 | 2,912,039円 |

3 追加提出予定案件

＜人事＞

- ・ 尼崎市副市長の選任
- ・ 尼崎市固定資産評価員の選任

第 1 1 回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 予算 | 番 号 | 議案第66号 | 所 管 | 各事業所管課 |
|------------|---|--------|------------------------------------|--------|--------|
| 件 名 | 令和元年度尼崎市一般会計補正予算（第1号） | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| 1 | 補正予算の規模 (単位：千円) | | | | |
| | 現在予算額 | 補正予算額 | 補正後予算額 | | |
| | 205,000,000 | 18,855 | 205,018,855 | | |
| 2 | 歳入歳出補正予算額 (単位：千円) | | | | |
| | 歳 入 | | 歳 出 | | |
| | 款 | 補正予算額 | 款 | 補正予算額 | |
| | 国庫支出金 | 5,326 | 総務費 | 5,326 | |
| | 繰入金 | 10,000 | 教育費 | 13,529 | |
| | 繰越金 | 3,529 | | | |
| | 合 計 | 18,855 | 合 計 | 18,855 | |
| 3 | 債務負担行為 追加 | | | | |
| | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 | | |
| | 尼崎市立学校給食センター 整備運営事業 | 令和18年度 | 11,379,000千円に金利変動等に 伴う増減額を加算した額 | | |
| 4 | 補正予算の内容 PFIに基づき、尼崎市立学校給食センター整備運営事業を推進するにあたり、 施設整備や運営等に係る経費を債務負担行為として設定するほか、いじめ等に関する 問題や悩み事を匿名で報告できるアプリケーションを全市立中学校に導入するなど を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。 | | | | |

費目別事業概要

| | |
|--|------------------|
| 総務費 | 5,326 千円 |
| 尼崎市文化振興財団補助金 | 5,326 千円 |
| 文化芸術による地方創生等を目的とした補助金を活用し、尼崎市における薪能の開催などのため、尼崎市文化振興財団に対して補助金を増額する。 | |
| 教育費 | 13,529 千円 |
| 心の教育相談事業費 | 3,529 千円 |
| いじめ等に関する問題や悩み事を、いじめを受けている生徒や傍観者などが教育委員会に匿名で報告できる環境を構築するためのアプリケーションを全市立中学校において導入する。 | |
| 図書館サービス網関係事業費 | 10,000 千円 |
| ユース交流センターへ本を寄贈することを目的とした寄付を受けたことにより、ユース交流センターに配架する図書の購入などを行う。 | |

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 条例 | 番 号 | 議案第67号 | 所 管 | 小田地域課 |
|-----|---|-----|--------|-----|-------|
| 件 名 | 尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| 1 | 改正理由 現在、複合施設新築工事を進めている尼崎市立小田南生涯学習プラザについて、工事完了後の移転に合わせて、位置及び使用料の変更を行うもの。 | | | | |
| 2 | 改正内容 (1) 位置 「尼崎市長洲本通1丁目15番38号」から「尼崎市長洲中通1丁目6番10号」に改める。 (2) 使用料 既に複合施設として供用を開始している他の生涯学習プラザの使用料を参考に、移転後の小田南生涯学習プラザの使用料を設定する。 | | | | |
| 3 | 施行期日 令和2年4月1日 | | | | |

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例

| 改正後 | | | | | 現 行 | | | | | |
|--|-------|---------------------|--------------|--------------|--|--------|----------------------|--------------|--------------|--------|
| (名称及び位置) 第3条 プラザの名称及び位置は、次表のとおりとする。 | | | | | (名称及び位置) 第3条 プラザの名称及び位置は、次表のとおりとする。 | | | | | |
| 名称 | | 位置 | | | 名称 | | 位置 | | | |
| ニ崎市立小田南生涯学習プラザ | | ニ崎市長洲中通1丁目 6番10号 | | | ニ崎市立小田南生涯学習プラザ | | ニ崎市長洲本通1丁目 15番38号 | | | |
| 別表 | | | | | 別表 | | | | | |
| 区分 | | 使用料 | | | 区分 | | 使用料 | | | |
| | | 午前9時から午後0時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | | | 午前9時から午後0時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | |
| ニ崎市立小田南生涯学習プラザ | ホール | 8,500円 | 11,300円 | 17,000円 | ホール | 8,300円 | 10,900円 | 16,600円 | | |
| | 大会議室1 | 3,100円 | 4,200円 | 6,200円 | 教室 | 800円 | 1,100円 | 1,600円 | | |
| | 大会議室2 | 全面使用 | 3,100円 | 4,200円 | 6,200円 | 大会議室 | 全面使用 | 2,500円 | 3,400円 | 5,000円 |
| | | 2分の1面使用 | 1,500円 | 2,100円 | 3,100円 | | 2分の1面使用 | 1,300円 | 1,700円 | 2,500円 |
| | 小会議室 | 1,500円 | 2,100円 | 3,100円 | 小会議室 | 1,200円 | 1,600円 | 2,400円 | | |
| 学習室 | 900円 | 1,200円 | 1,800円 | 大広間 | 4,100円 | 5,400円 | 8,200円 | | | |

| | | | | | | | | | |
|-------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------|------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 実習室 | <u>1,800</u> 円 | <u>2,500</u> 円 | <u>3,700</u> 円 | | 和室 | <u>1,200</u> 円 | <u>1,600</u> 円 | <u>2,400</u> 円 |
| | 音楽室 | <u>2,600</u> 円 | <u>3,400</u> 円 | <u>5,200</u> 円 | | 料理教室 | <u>1,200</u> 円 | <u>1,600</u> 円 | <u>2,400</u> 円 |
| <hr/> | | | | | <hr/> | | | | |
| <hr/> | | | | | <hr/> | | | | |

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 条例 | 番 号 | 議案第68号 | 所 管 | 給与課 |
|-----|---|-----|--------|-----|-----|
| 件 名 | 尼崎市一般職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| 1 | <p>制定理由</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、一般職非常勤職員として位置付けられる会計年度任用職員制度が新たに導入されることを受け、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当について定めるため条例を制定するもの。</p> | | | | |
| 2 | <p>主な制定内容</p> <p>(1) 条例の趣旨（第1条）</p> <p>一般職非常勤職員（フルタイムの会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員を除く。以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定める。</p> <p>(2) 報酬（第2条）</p> <p>職員には、尼崎市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）に規定する給料に相当する基本報酬並びに給与条例適用者に支給する地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び初任給調整手当に相当する手当相当報酬を支給する。</p> <p>基本報酬の額は、職員の職務の複雑性、困難性及び特殊性、責任の軽重等に応じ、かつ、給与条例適用者に支給される給料の額との権衡を考慮して、行政職給料表4級最高号給の額を超えない範囲内で、市長等が定める額とする。また、手当相当報酬の額は、給与条例適用者に支給される手当の額との権衡を考慮して、市長等が定める額とする。</p> <p>(3) 費用弁償（第3条）</p> <p>職員には、給与条例適用者との権衡を考慮して、その費用弁償として通勤に要する費用及び旅費を支給する。</p> <p>(4) 期末手当（第4条）</p> <p>6月1日又は12月1日に在職する職員のうち市長等が定める者には、給与条例適用者との権衡を考慮して期末手当を支給する。</p> | | | | |
| 3 | <p>施行期日</p> <p>令和2年4月1日</p> | | | | |

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 条例 | 番 号 | 議案第69号 | 所 管 | 給与課ほか各人事給与制度所管課 |
|-----|--|-----|--------|-----|-----------------|
| 件 名 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| 1 | <p>改正理由</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、職員の臨時的任用が厳格化されるとともに、一般職非常勤職員として位置付けられる会計年度任用職員制度が新たに導入されることを受け、関係条例において法改正の趣旨を踏まえた所要の整備を行うもの。</p> | | | | |
| 2 | <p>改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市職員退職手当支給条例</p> <p>(2) 尼崎市職員の分限に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</p> <p>(4) 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>(5) 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(6) 尼崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(7) 尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処遇等に関する条例</p> <p>(8) 尼崎市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(9) 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</p> <p>(10) 尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(11) 尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>(12) 尼崎市非常勤嘱託員の離職慰労金の支給に関する条例</p> <p>(13) 尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> | | | | |
| 3 | <p>主な改正内容</p> <p>(1) 勤務条件、育児休業、分限及び懲戒等に係る規定について、会計年度任用職員に対して適用させるための整備を行う。</p> <p>(2) 臨時的任用職員を各関係条例における規定の適用外としている現行の取扱いについて、常勤職員と同様の取扱いとするよう改める。</p> <p>(3) 法規定の引用部分における項ずれ等に対応するための整備を行う。</p> | | | | |
| 4 | <p>施行期日</p> <p>令和2年4月1日</p> | | | | |

尼崎市職員退職手当支給条例（第1条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(適用の範囲等)</p> <p>第1条 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員(市長が別に定める者を除く。以下「職員」という。)</u>が退職した場合には、この条例の定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し、退職手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、第2条から第4条の3まで、第5条から第5条の5まで並びに第7条及び第7条の2の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)は、支給しない。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>8 <u>令和4年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第8条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「イ」とあるのは「イ及びウ」と、同号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2</p> | <p>(適用の範囲等)</p> <p>第1条 <u>本市職員(別に定めるものを除く。以下「職員」という。)</u>が退職した場合には、この条例の定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し、退職手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、第2条から第4条の3まで、第5条から第5条の5まで並びに第7条及び第7条の2の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)は、支給しない。</p> <p>(1) 地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)</u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者</p> <p><u>(3) 臨時的に任用される者</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>附 則</p> <p>8 <u>平成34年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第8条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「イ」とあるのは「イ及びウ」と、同号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2</p> |

| | |
|---|---|
| <p>号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの</p> <p>ウ 特定退職者で、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの(アに該当する者を除く。)</p> <p>」とする。</p> | <p>号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの</p> <p>ウ 特定退職者で、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの(アに該当する者を除く。)</p> <p>」とする。</p> |
|---|---|

尼崎市職員の分限に関する条例（第2条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、<u>法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員（法第29条の2第1項各号のいずれかに該当する者を除く。以下「職員」という。）の意に反する降任、免職及び休職の手續、当該休職の効果その他職員の分限について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号に該当する場合における休職の期間は、3年（<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に該当する職員にあっては、同条第2項の規定により定められた任期。以下同じ。）を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</u></p> <p>2 前項の規定により定められた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から<u>引き続き3年を超えない範囲内</u>において、これを更新することができる。</p> <p>3 任命権者は、<u>休職の期間（前項の規定により更新された期間を含む。）中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに、復職を命じなければならない。</u></p> <p>4 法第28条第2項第2号に該当する場合における休職の期間は、<u>当該休職に係る刑事事件が裁判所に係属している期間とする。</u></p> | <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に<u>基き、本市職員（以下「職員」という。）の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果その他職員の分限に関し規定することを目的とする。</u></p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号<u>の規定に</u>該当する場合における休職の期間は、3年を<u>こえない範囲内</u>において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 前項の規定により<u>定めた</u>休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から<u>引続き3年をこえない範囲内</u>において、これを更新することができる。</p> <p>3 任命権者は、<u>前2項の規定による休職の期間中であつてもその事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。</u></p> <p>4 法第28条第2項第2号<u>の規定に</u>該当する場合における休職の期間は、<u>当該刑事事件が裁判所に係属する間</u>とする。</p> |

尼崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（第3条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、<u>法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員（以下「職員」という。）の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の<u>期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に該当する職員にあっては、給料に相当する報酬の額）の10分の1に相当する額以下の額を減ずるものとする。</u></p> <p>2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する<u>企業職員又は法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に該当する職員に係る減給は、前項の規定にかかわらず、1回の額が労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条第1項に規定する平均賃金の1日分の半額を超えない範囲内で、減ずるものとする。ただし、1月における減給の総額は、その月における給与の総額の10分の1を超えてはならない。</u></p> | <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、<u>職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。</u></p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下<u>給料の月額</u>の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する職員に係る減給は、前項の規定にかかわらず、1回の額が労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に規定する平均賃金の1日分の半額をこえない範囲内で、減ずるものとする。但し、1月間の減給の総額は、その月における給与の総額の10分の1をこえてはならない。</p> |

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（第4条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、<u>法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員（以下「職員」という。）</u>の勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(非常勤の職員の勤務条件)</u></p> <p>第21条 <u>非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の勤務時間その他の勤務条件については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質、勤務の形態、非常勤の職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して、市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第22条 略</p> | <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、<u>職員</u>の勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 略</p> |

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第5条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、法第15条第1項に規定する企業職員で市が経営する企業に属するもの（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるほか、企業職員の給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 常勤の企業職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める企業職員（以下これらの企業職員を「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p><u>(特定非常勤職員の給与)</u></p> <p>第15条 <u>職員以外の企業職員（以下「特定非常勤職員」という。）の給与の種類は、次に掲げる特定非常勤職員の区分に応じ、当該号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する特定非常勤職員 報酬（給料に相当する報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。）及び期末手当</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる特定非常勤職員以外の特定非常勤職員 報酬</u></p> <p>2 <u>特定非常勤職員の給与の基準は、その業務の特殊性、職員に支給される給与との権衡その他の事情を考慮して、管理者が定める。</u></p> | <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、法第15条第1項に規定する企業職員で市が経営する企業に勤務するもの（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるほか、企業職員の給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 常時勤務を要する企業職員（<u>臨時的に任用された者を除く。</u>）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める企業職員（以下これらの企業職員を「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p><u>(職員以外の企業職員の給与)</u></p> <p>第15条 <u>職員以外の企業職員の給与については、職員の給与との権衡を考慮して支給する。</u></p> |

尼崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（第6条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項ただし書及び第5項の規定に基づき、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する市の職員で非常勤のもの（市議会議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>付 則 <u>（削る）</u></p> <p><u>5</u> 略</p> | <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項ただし書及び第4項の規定に基づき、<u>本市の特別職の職員で非常勤のもの（市議会議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>5 一般職の職員で非常勤のもの費用弁償については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、第6条及び別表の規定を準用する。</u></p> <p><u>6</u> 略</p> |

尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処遇等に関する条例（第7条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「法」という。）第2条第1項及び第7条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。</u>）の処遇等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(2) <u>非常勤の職員</u></p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用の期間中の職員（市長が別に定める職員を除く。）</p> | <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「法」という。）第2条第1項及び第7条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(2) <u>非常勤職員</u></p> <p>(3) 地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）第22条第1項</u>に規定する条件付採用の期間中の職員（市長が定める職員を除く。）</p> |

尼崎市職員の育児休業等に関する条例（第8条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第10条第1項及び第2項（第11条第2項において第10条第2項を準用する場合を含む。）並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。</u>）の育児休業等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(3) <u>非常勤の職員（以下「非常勤職員」という。）(次のいずれかに該当する非常勤職員を除く。)</u></p> <p><u>ア その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4に規定する場合に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員(勤務日の日数を考慮して任命権者が別に定める非常勤職員に限る。)</u></p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号において「1</u></p> | <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第10条第1項及び第2項（第11条第2項において第10条第2項を準用する場合を含む。）並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> |

歳到達日」という。) (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をする非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子が1歳に達する日(以下この条において「1歳到達日」という。)

(2) 非常勤職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が、当該非常勤職員が養育する子に係る1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日が、当該子に係る1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が、当該育児休業の期間の初日

から起算して、育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子に係る1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数及び当該子について育児休業をした日数を合計した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子に係る1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日（当該育児休業の期間の末日と当該地方等育児休業の期間の末日とが異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子に係る1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で、次のいずれにも該当するとき 当該子に係る1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日）において育児休業をし

ている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子に係る1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子に係る1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が別に定める場合に該当する場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子に係る1歳6か月到達日の翌日(当該子に係る1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で、次のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子に係る1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子に係る1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が別に定める場合に該当する場合

(法第2条第1項ただし書の条例で定める期

(法第2条第1項ただし書の条例で定める期

間)

第2条の5 略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第6条 尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。)第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員又は地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(以下「企業職員等」という。)に該当する職員を除く。以下この条から第8条まで及び第14条において同じ。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(市長が定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。ただし、地方公務員法第22条の2第1条第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に該当する職員については、会計年度任用職員以外の職員に支給される期末手当等との権衡を考慮して、市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して別に定め

間)

第2条の3 略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第6条 尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。)第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(市長が定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

るところにより、期末手当を支給する。

2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員に該当する職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第7条 育児休業をした職員(会計年度任用職員に該当する職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その任命権者は、別に定めるところにより、当該育児休業をした期間に100分の100以下の換算率を乗じて得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後において最初に職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号及び第2号に掲げる職員とする。

(育児短時間勤務職員の給与の取扱い)

第13条 育児短時間勤務職員(企業職員等に該当する職員を除く。以下この条において同じ。)の給料月額は、給与条例の規定にかかわらず、給与条例第4条又は第6条から第9条までの規定を適用して決定された給料月額に、その育児短時間勤務に係る1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)とする。ただし、給与条例第18条並びに第21条第4項、第5項及び第7項、職員退職手当条例第2条第1項、

2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第7条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間に任命権者が別に定める100分の100以下の換算率を乗じて得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後において最初に職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条各号に掲げる職員とする。

(育児短時間勤務職員の給与の取扱い)

第13条 育児短時間勤務職員の給料月額は、給与条例の規定にかかわらず、給与条例第4条又は第6条から第9条までの規定を適用して決定された給料月額に、その育児短時間勤務に係る1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)とする。ただし、給与条例第18条並びに第21条第4項、第5項及び第7項、職員退職手当条例第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第4条の2第1項、第4条の3、第

第3条第1項、第4条第1項、第4条の2第1項、第4条の3、第5条から第5条の3まで及び第5条の5第2項並びに教育職員退職手当条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3、第6条から第6条の3まで及び第6条の5第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。

(部分休業をすることができない職員)

第15条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員とする。

- (1) 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が別に定める非常勤職員 (以下「特定非常勤職員」という。)

(部分休業の承認等)

第16条 部分休業(法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、特定非常勤職員以外の職員にあっては1日を通じて2時間(勤務条件条例第13条の規定による育児時間を与えられている職員、勤務条件条例第20条の規定により介護時間を与えられている職員又は尼崎市職員の修学部分休業に関する条例(平成31年尼崎市条例第6号)第2条第1項の規定による修学部分休業(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。)の承認を受けている職員については、2時間からその与えられている育児時間若しくは介護時間の時間又は当該承認に係る修学部分休業の時間(育児時間及び介護時間を与えられている場合、育児時間若しくは介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合又は育児時間及び介護時間を与えられ、かつ、当該

5条から第5条の3まで及び第5条の5第2項並びに教育職員退職手当条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3、第6条から第6条の3まで及び第6条の5第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。

(部分休業をすることができない職員)

第15条 法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務職員とする。

(部分休業の承認等)

第16条 部分休業(法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務条件条例第13条の規定による育児時間を与えられている職員、勤務条件条例第20条の規定により介護時間を与えられている職員又は尼崎市職員の修学部分休業に関する条例(平成31年尼崎市条例第6号)第2条第1項の規定による修学部分休業(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。)の承認を受けている職員については、2時間からその与えられている育児時間若しくは介護時間の時間又は当該承認に係る修学部分休業の時間(育児時間及び介護時間を与えられている場合、育児時間若しくは介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合又は育児時間及び介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合又は育児時間及び

| | |
|--|--|
| <p>承認を受けている場合又は育児時間及び介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合は、それぞれ、これらの時間の合計時間（当該合計時間が2時間を超えるときは、2時間）を減じて得た時間）を超えない範囲内で、<u>特定非常勤職員にあつては1日を通じてその職務の性質、勤務の形態、特定非常勤職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して任命権者が別に定める時間を超えない範囲内</u>で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 <u>職員（特定非常勤職員を除く。）</u>が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>3 <u>特定非常勤職員が部分休業を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、特定非常勤職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して別に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。</u></p> <p>4 略</p> | <p>介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合は、それぞれ、これらの時間の合計時間（当該合計時間が2時間を超えるときは、2時間）を減じて得た時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>3 略</p> |
|--|--|

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（第9条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。)の派遣等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(2) 非常勤の職員</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用の期間中の職員</p> | <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用の期間中の職員</p> |

尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第10条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、地方公務員法第58条の3第1項に規定するもののほか、毎年5月末日までに、市長に対し、前年度における<u>その任命に係る同法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員(同法第58条の2第1項に規定する職員に該当する者に限る。以下「職員」という。)</u>の次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 任免及び<u>当該職員</u>の数に関する状況</p> | <p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、地方公務員法第58条の3第1項に規定するもののほか、毎年5月末日までに、市長に対し、前年度における<u>職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))</u>を除く。<u>以下同じ。</u>)の次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 任免及び職員の数に関する状況</p> |

尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（第11条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「消防職員」とは、<u>尼崎市職員の給与に関する条例第1条に規定する職員で尼崎市消防局に勤務するもの</u>をいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「消防職員」とは、<u>尼崎市消防局に勤務する職員(臨時的に任用される職員を除く。)</u>をいう。</p> |

尼崎市非常勤嘱託員の離職慰労金の支給に関する条例（第12条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p><u>尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例</u></p> <p>（この条例の趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の2第1項</u>に規定する<u>会計年度任用職員</u>に該当する市の職員で、勤務時間が1週間当たり30時間以上であるものその他市規則で定めるもの（以下「<u>非常勤職員</u>」という。）に対する離職慰労金の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（離職慰労金の支給要件）</p> <p>第2条 市長は、<u>非常勤職員</u>のうち勤続期間が6年以上のもの（市規則で定める<u>非常勤職員</u>を除く。）が次の各号に掲げる事由のいずれかにより離職したときは、別に定める場合を除き、その者（第2号に掲げる事由による離職の場合にあっては、その者の遺族）に対し、離職慰労金を支給するものとする。</p> <p>（3）<u>任用期間</u>が満了したとき。</p> <p>（離職慰労金の支払）</p> <p>第3条 離職慰労金は、<u>非常勤職員</u>が離職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、前条第2号に掲げる事由により離職した者に対する離職慰労金の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第5条 離職慰労金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、<u>非常勤職員</u>として引き続いた在職期間による。</p> <p>2 前項の在職期間は、<u>非常勤職員</u>となった日の属する月から離職した日の属する月までの月数とする。</p> <p>3 <u>非常勤職員</u>が第2条各号に掲げる事由の</p> | <p><u>尼崎市非常勤嘱託員の離職慰労金の支給に関する条例</u></p> <p>（この条例の趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>本市の非常勤嘱託員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第3条第3項第3号</u>に規定する<u>非常勤の嘱託員</u>で、勤務時間が1週間当たり30時間以上であるものその他市規則で定めるものをいう。以下「<u>非常勤嘱託員</u>」という。）に対する離職慰労金の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（離職慰労金の支給要件）</p> <p>第2条 市長は、<u>非常勤嘱託員</u>のうち勤続期間が6年以上のもの（市規則で定める<u>非常勤嘱託員</u>を除く。）が次の各号に掲げる事由のいずれかにより離職したときは、別に定める場合を除き、その者（第2号に掲げる事由による離職の場合にあっては、その者の遺族）に対し、離職慰労金を支給するものとする。</p> <p>（3）<u>委嘱期間</u>が満了したとき。</p> <p>（離職慰労金の支払）</p> <p>第3条 離職慰労金は、<u>非常勤嘱託員</u>が離職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、前条第2号に掲げる事由により離職した者に対する離職慰労金の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第5条 離職慰労金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、<u>非常勤嘱託員</u>として引き続いた在職期間による。</p> <p>2 前項の在職期間は、<u>非常勤嘱託員</u>となった日の属する月から離職した日の属する月までの月数とする。</p> <p>3 <u>非常勤嘱託員</u>が第2条各号に掲げる事由</p> |

いずれかにより離職した場合において、その者が離職した日又はその翌日に再び非常勤職員となったときその他市規則で定める事由に該当するときは、その者は、前項の規定による在職期間の算定に当たり、引き続いて在職したものとみなす。ただし、市規則で定める場合は、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位等)

第6条 非常勤職員が第2条第2号に掲げる事由により離職した場合におけるその遺族への離職慰労金の支給については、尼崎市職員退職手当支給条例(昭和24年尼崎市条例第37号。以下「退職手当条例」という。)第1条第1項本文並びに第1条の2第1項から第3項まで及び第5項の規定を準用する。この場合において、退職手当条例第1条第1項本文の規定中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員」とあるのは「尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例(平成21年尼崎市条例第30号)第1条に規定する非常勤職員」と、「職員」とあるのは「非常勤職員」と、「退職した」とあるのは「離職した」と、「退職の」とあるのは「離職の」と、「退職手当」とあるのは「離職慰労金」と、退職手当条例第1条の2第1項各号中「職員」とあるのは「非常勤職員」と、同条第2項及び第3項中「退職手当」とあるのは「離職慰労金」と、同条第5項第1号中「職員」とあるのは「非常勤職員」と、同項第2号中「職員」とあるのは「非常勤職員」と、第2号中「退職手当」とあるのは「離職慰労金」と読み替えるものとする。

(離職慰労金の支給の制限)

第7条 市長は、離職した非常勤職員のうち、離職慰労金を全額支給することが社会通念上適切でないと認められる事由で市規則で定めるものに該当する者に対しては、支給す

のいずれかにより離職した場合において、その者が離職した日又はその翌日に再び非常勤嘱託員となったときその他市規則で定める事由に該当するときは、その者は、前項の規定による在職期間の算定に当たり、引き続いて在職したものとみなす。ただし、市規則で定める場合は、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位等)

第6条 非常勤嘱託員が第2条第2号に掲げる事由により離職した場合におけるその遺族への離職慰労金の支給については、尼崎市職員退職手当支給条例(昭和24年尼崎市条例第37号。以下「退職手当条例」という。)第1条第1項本文並びに第1条の2第1項から第3項まで及び第5項の規定を準用する。この場合において、退職手当条例第1条第1項本文の規定中「本市職員」とあるのは「本市の非常勤嘱託員(尼崎市非常勤嘱託員の離職慰労金の支給に関する条例(平成21年尼崎市条例第30号)第1条に規定する非常勤嘱託員をいう。以下同じ。)」と、「職員」とあるのは「非常勤嘱託員」と、「退職した」とあるのは「離職した」と、「退職の」とあるのは「離職の」と、「退職手当」とあるのは「離職慰労金」と、退職手当条例第1条の2第1項各号中「職員」とあるのは「非常勤嘱託員」と、同条第2項及び第3項中「退職手当」とあるのは「離職慰労金」と、同条第5項第1号中「職員」とあるのは「非常勤嘱託員」と、同項第2号中「職員」とあるのは「非常勤嘱託員」と、「退職手当」とあるのは「離職慰労金」と読み替えるものとする。

(離職慰労金の支給の制限)

第7条 市長は、離職した非常勤嘱託員のうち、離職慰労金を全額支給することが社会通念上適切でないと認められる事由で市規則で定めるものに該当する者に対しては、支給す

る離職慰労金を減額し、又は離職慰労金を支給しないことができる。

2 市長は、非常勤職員が第2条各号に掲げる事由のいずれかにより離職した場合において、その者が離職した日又はその翌日に再び非常勤職員となったときは、その離職については、離職慰労金を支給しないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、離職慰労金の支給の制限については、尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成22年尼崎市条例第3号)による改正前の退職手当条例(以下「改正前の退職手当条例」という。)第12条の3第1項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)並びに退職手当条例第12条の2第2項(第2号を除く。)、第4項、第5項(第2号を除く。)、第7項及び第10項の規定を準用する。この場合において、改正前の退職手当条例第12条の3第1項中「職員」とあるのは「尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例(平成21年尼崎市条例第30号)第1条に規定する非常勤職員」と、「退職した」とあるのは「離職した」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「退職した」とあるのは「離職した」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、退職手当条例第12条の2第2項各号列記以外の部分中「退職を」とあるのは「離職を」と、「当該退職」とあるのは「当該離職」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、「次のいずれか」とあるのは「第1号」と、「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、同項第1号中「退職を」とあるのは「離職を」と、「当該退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、「一般の退職手当等」

する離職慰労金を減額し、又は離職慰労金を支給しないことができる。

2 市長は、非常勤嘱託員が第2条各号に掲げる事由のいずれかにより離職した場合において、その者が離職した日又はその翌日に再び非常勤嘱託員となったときは、その離職については、離職慰労金を支給しないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、離職慰労金の支給の制限については、尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成22年尼崎市条例第3号)による改正前の退職手当条例(以下「改正前の退職手当条例」という。)第12条の3第1項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)並びに退職手当条例第12条の2第2項(第2号を除く。)、第4項、第5項(第2号を除く。)、第7項及び第10項の規定を準用する。この場合において、改正前の退職手当条例第12条の3第1項中「職員」とあるのは「非常勤嘱託員(尼崎市非常勤嘱託員の離職慰労金の支給に関する条例(平成21年尼崎市条例第30号)第1条に規定する非常勤嘱託員をいう。)」と、「退職した」とあるのは「離職した」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「退職した」とあるのは「離職した」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、退職手当条例第12条の2第2項各号列記以外の部分中「退職を」とあるのは「離職を」と、「当該退職」とあるのは「当該離職」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、「次のいずれか」とあるのは「第1号」と、「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、同項第1号中「退職を」とあるのは「離職を」と、「当該退職手当管理機関」とあるのは「市

とあるのは「離職慰労金」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「第2項(第2号を除く。以下同じ。)」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、同条第5項中「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、「第1項又は第2項」とあるのは「第2項」と、「次の各号」とあるのは「第1号又は第3号」と、「がその者の基礎在職期間中」とあるのは「がその者の在職期間中」と、同項第3号中「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、同条第7項中「前2項」とあるのは「第5項(第2号を除く。)」と、「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、同条第10項中「前条第2項及び第3項」とあるのは「退職手当条例第12条第2項及び第3項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、退職手当条例第12条第2項中「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、「前項」とあるのは「退職手当条例第12条の2第2項(第2号を除く。)」及び第5項(第2号を除く。)」と、同条第3項中「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

(離職慰労金の返納)

第8条 市長は、第2条各号に掲げる事由のいずれかにより離職した非常勤職員に対し離職慰労金を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該離職慰労金の額に相当する額の全額を返納させることができる。

付 則

2 平成8年3月31日から平成20年3月30日までの間に非常勤嘱託員(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の

長」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「第2項(第2号を除く。以下同じ。)」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、同条第5項中「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、「第1項又は第2項」とあるのは「第2項」と、「次の各号」とあるのは「第1号又は第3号」と、「がその者の基礎在職期間中」とあるのは「がその者の在職期間中」と、同項第3号中「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、同条第7項中「前2項」とあるのは「第5項(第2号を除く。)」と、「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、同条第10項中「前条第2項及び第3項」とあるのは「退職手当条例第12条第2項及び第3項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、退職手当条例第12条第2項中「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、「前項」とあるのは「退職手当条例第12条の2第2項(第2号を除く。)」及び第5項(第2号を除く。)」と、同条第3項中「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

(離職慰労金の返納)

第8条 市長は、第2条各号に掲げる事由のいずれかにより離職した非常勤嘱託員に対し離職慰労金を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該離職慰労金の額に相当する額の全額を返納させることができる。

付 則

2 平成8年3月31日から平成20年3月30日までの間に非常勤嘱託員が離職したことによりその者に支給されたその離職に

施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年尼崎市条例第 号)第12条の規定による改正前の尼崎市非常勤嘱託員の離職慰労金の支給に関する条例第1条に規定する非常勤嘱託員をいう。以下同じ。)が離職したことによりその者に支給されたその離職に係る金員は、この条例の規定により支給された離職慰労金とみなす。この場合において、別表中「

| | |
|------------|------------|
| 26年から30年まで | 2,000,000円 |
| 31年以上 | 2,400,000円 |

」とあるのは、「

| | |
|-------|------------|
| 26年以上 | 2,000,000円 |
|-------|------------|

」と読み替えるものとする。

(勤続期間の計算の特例)

5 令和2年3月31日において非常勤嘱託員として在職していた者で同年4月1日に非常勤職員として任用されたものに係る第5条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間及び非常勤嘱託員(付則第2項に規定する非常勤嘱託員をいう。以下同じ。)として引き続いた在職期間を考慮して市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して別に定める期間を合計した期間」と、同条第2項及び第3項中「非常勤職員」とあるのは「非常勤職員又は非常勤嘱託員」とする。

係る金員は、この条例の規定により支給された離職慰労金とみなす。この場合において、別表中「

| | |
|------------|------------|
| 26年から30年まで | 2,000,000円 |
| 31年以上 | 2,400,000円 |

」とあるのは、「

| | |
|-------|------------|
| 26年以上 | 2,000,000円 |
|-------|------------|

」と読み替えるものとする。

尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（第13条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第3条第2項に規定する一般職に属する<u>市の職員で法第57条に規定する単純な労務に雇用されるもの</u>（以下「技能労務職員」という。）の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能労務職員（<u>非常勤の技能労務職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員を除く。以下「特定非常勤技能労務職員」という。）を除く。</u>次条において同じ。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p><u>(特定非常勤技能労務職員の給与)</u></p> <p>第4条 法第22条の2第1項第1号に該当する<u>特定非常勤技能労務職員の給与の種類は、報酬（給料に相当する報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。）及び期末手当とする。</u></p> <p><u>2 特定非常勤技能労務職員の給与の額等は、その業務の特殊性、特定非常勤技能労務職員以外の技能労務職員に支給される給与との権衡その他の事情を考慮して、市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して定める。</u></p> | <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第57条に規定する単純な労務に雇用される職員で、同法第3条第2項に規定する一般職に属するもの</u>（以下「技能労務職員」という。）の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能労務職員（<u>臨時的に任用される職員を除く。</u>次条において同じ。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p><u>(臨時的任用職員の給与)</u></p> <p>第4条 技能労務職員で臨時的に任用される<u>ものの給与は、その業務の特殊性、技能労務職員（臨時的に任用される職員を除く。）の給与との権衡その他の事情を考慮して支給する。</u></p> |

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 条例 | 番 号 | 議案第70号 | 所 管 | 給与課 |
|--|------------------------------|-----|--------|-----|-----|
| 件 名 | 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| <p>1 改正理由</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、新たに一般職非常勤職員として位置付けられる会計年度任用職員制度が導入されることを受け、所要の整備を行うもの。</p> <p>併せて、超過勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額について、より適切な運用を図るため、年度間の休日数の違いを考慮した算出方法に改めるもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 地方公務員法改正に伴う規定整備</p> <p>会計年度任用職員制度の導入に伴い、一般職非常勤職員の給与に係る規定については、新たに尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を制定して規定するため、本条例に規定している一般職非常勤職員の給与に係る規定を削除する。</p> <p>(2) 勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直し</p> <p>勤務1時間当たりの給与額は、12か月分の給料月額等の合計額を1年間の勤務時間で除して算出しているが、その1年間の勤務時間について、現行の「1週間当たりの勤務時間の49週分」を「1週間当たりの勤務時間の52週分から、そのうちの休日分に相当する勤務時間を減じた時間」となるように改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和2年4月1日</p> <p>ただし、勤務1時間当たりの給与額算出に係る改正については、令和元年7月1日</p> | | | | | |

尼崎市職員の給与に関する条例

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第24条第5項の規定に基づき、<u>法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員で常勤のもの及び短時間勤務の職(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)</u>を占めるもの(以下「職員」という。)の給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(初任給)</p> <p>第4条 新たに給料表の適用を受ける職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))及び任期付職員を除く。次条から<u>第9条まで</u>において同じ。)となった者の号給は、市規則で定める初任給基準に従い決定する。</p> <p>(昇格)</p> <p>第5条 職員(<u>臨時的に任用された職員を除く。以下この条から第9条までにおいて同じ。)</u>について昇格(現に格付けされている等級から当該等級に係る給料表における上位の等級に異動することをいう。以下同じ。)をさせるときは、市規則で定める資格基準に従い、1級上位の等級に決定するものとする。</p> <p>(再任用職員の給料)</p> <p>第9条の2</p> <p>2 職員(<u>短時間勤務の職を占める者に限る。</u>以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和27年尼崎市条例第18号。以下「勤務条件条</p> | <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、<u>法第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員(以下「職員」という。)</u>の給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(初任給)</p> <p>第4条 新たに給料表の適用を受ける職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))及び任期付職員を除く。次条から<u>第8条まで及び第9条第1項から第4項まで</u>において同じ。)となった者の号給は、市規則で定める初任給基準に従い決定する。</p> <p>(昇格)</p> <p>第5条 職員について昇格(現に格付けされている等級から当該等級に係る給料表における上位の等級に異動することをいう。以下同じ。)をさせるときは、市規則で定める資格基準に従い、1級上位の等級に決定するものとする。</p> <p>(再任用職員の給料)</p> <p>第9条の2</p> <p>2 <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和27年尼崎市条例第1</p> |

例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)とする。

(給与の減額)

第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合(勤務条件条例第18条の規定により組合休暇を与えられた場合、勤務条件条例第19条第1項の規定により介護休暇を与えられた場合及び同条例第20条の規定により介護時間を与えられた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(超過勤務手当)

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、当該時間外に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に当該時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務条件条例第2条第9項の規定により、あらかじめ同条第6項及び第7項により割り振られた1週間ごとの正規の勤務時間(以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員(市長が定める者を除く。)に

8号)第2条第3項の規定により定められた当該再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)とする。

(給与の減額)

第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合(尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第18条の規定により組合休暇を与えられた場合、同条例第19条第1項の規定により介護休暇を与えられた場合及び同条例第20条の規定により介護時間を与えられた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(超過勤務手当)

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、当該時間外に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に当該時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第9項の規定により、あらかじめ同条第6項及び第7項により割り振られた1週間ごとの正規の勤務時間(以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜ

は、割り振り変更前の正規の勤務時間に割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて同条第9項の規定により勤務を割り振られた時間を加えた時間から40時間を減じて得た時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に市規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 4 第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる勤務の合計時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に市規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第16条 略

- 2 休日(勤務条件条例第6条第1項ただし書の規定により他の日に振り替えられた休日を除く。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

- 3 前2項の休日とは、勤務条件条例第6条の規定による休日という。

(夜勤手当)

第17条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職

られた職員(市長が定める者を除く。)には、割り振り変更前の正規の勤務時間に割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて同条第9項の規定により勤務を割り振られた時間を加えた時間から40時間を減じて得た時間に対して、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に市規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 4 第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる勤務の合計時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に市規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第16条 略

- 2 休日(尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第6条第1項ただし書の規定により他の日に振り替えられた休日を除く。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

- 3 前2項の休日とは、尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第6条の規定による休日という。

(夜勤手当)

第17条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職

員は、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第17条の2 次条第1項の規定により第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、第15条から前条までの規定により支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当について勤務1時間当たりのこれらの手当の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から休日(勤務条件条例第6条第2項に規定する休日をいう。次項において同じ。)の日数を考慮して市長が別に定める時間を減じて得た時間で除して得た額とする。

2 第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額、これに対する地域手当の月額及び特殊勤務手当(月額により定められているものに限る。)の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から休日の日数を考慮して市長が別に定める時間を減じて得た時間で除して得た額とする。

(削る)

員は、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第17条の2 第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、第15条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額とこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に49を乗じたもので除して得た額とする。

2 第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額、これに対する地域手当の月額及び特殊勤務手当(月額により定められているものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に49を乗じたもので除して得た額とする。

(非常勤職員、臨時職員等の給与)

第23条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)及び臨時的に任用される職員並びにこれらに準ずる職員の給与については、市規則で定める基準に従い、予算の範囲内で、

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について、必要な事項は、市規則で定める。

別表第1

行政職給料表

| 職員 の区 分 | 等級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
|---------------|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 号給 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

任命権者が定める給与を支給する。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第24条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市規則で定める。

別表第1

行政職給料表

| 職員 の区 分 | 等級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
|---------------|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 号給 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 条例 | 番 号 | 議案第71号 | 所 管 | 給与課 |
|--|--------------------------------------|-----|--------|-----|-----|
| 件 名 | 尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| <p>1 改正理由</p> <p>国会議員の選挙等の執行経費に係る総務省の超過勤務手当費の積算単価が改定されたことから、当該単価に合わせて規定している本市の選挙業務に係る基本手当額の単価について改定するもの。</p> <p>併せて、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、職員の臨時的任用が厳格化されるとともに、一般職非常勤職員として位置付けられる会計年度任用職員制度が新たに導入されることを受け、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 選挙業務に係る基本手当額</p> <p>選挙業務に従事した職員に支給する手当の算定基礎となる基本手当額について、その勤務1時間当たりの単価を「1,731円83銭」から「1,757円40銭」に改める。</p> <p>(2) 地方公務員法の改正に伴う整備</p> <p>本条例の適用対象外としている職員について、臨時的任用職員から会計年度任用職員に改める。</p> <p>(3) その他</p> <p>尼崎市職員の給与に関する条例の改正に伴う所要の整備</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p> <p>ただし、地方公務員法の改正に伴う整備については令和2年4月1日、尼崎市職員の給与に関する条例の改正に伴う整備については令和元年7月1日</p> | | | | | |

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>職員</u> 給与条例第1条に規定する職員（<u>尼崎市選挙管理委員会の事務部局に勤務する者を除く。</u>）をいう。</p> <p>(2) 選挙業務に係る基本手当額 選挙業務に従事した職員を、給与条例第15条第1項に規定する正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員とみなしたうえで、当該選挙業務に従事した全時間に対し、勤務1時間につき、同項中「勤務1時間当たりの給与額」とあるのを「<u>1,757円40銭</u>に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成19年政令第122号）に定める割合を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定の例により算定した額をいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>職員</u> 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（<u>臨時的に任用される職員及び尼崎市選挙管理委員会の職員を除く。</u>）をいう。</p> <p>(2) 選挙業務に係る基本手当額 選挙業務に従事した職員を、給与条例第15条第1項に規定する正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員とみなしたうえで、当該選挙業務に従事した全時間に対し、勤務1時間につき、同項中「<u>第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額</u>」とあるのを「<u>1,731円83銭</u>に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成19年政令第122号）に定める割合を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定の例により算定した額をいう。</p> |

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 条例 | 番 号 | 議案第72号 | 所 管 | 税務管理課 |
|--|------------------------|-----|--------|-----|-------|
| 件 名 | 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| <p>1 改正理由</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の制定内容に準じた規定の整備とともに、消費税率の改定に併せた軽自動車税に係る規定の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 個人の市民税の非課税措置のうち、現行、死別、離婚等によって寡婦（夫）となり、合計所得金額が125万円（令和3年1月1日以降は、135万円）以下である者が対象となっているものについて、児童扶養手当の支給を受けているみなし寡婦（夫）もその対象とする。</p> <p>(2) 個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について、10%の消費税率にて住宅を購入又は増改築し、かつ、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居した場合は、控除期間を3年延長し、13年間とする。</p> <p>(3) 軽自動車税について、環境性能割（3輪以上の軽自動車を対象に新たに創設。税率は非課税、0.5%、1%、2%の4区分）及び種別割（現行の軽自動車税に相当）の区分により課税する。</p> <p>(4) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する。</p> <p>(5) 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した3輪以上の新車のうち、排出ガス性能及び燃費性能が優れたものについて、軽自動車税種別割を1年分軽減するグリーン化特例（軽課）を講じる。</p> <p>(6) 上記(5)の軽減措置について、自家用の電気自動車及び天然ガス自動車に限り、適用期間を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。</p> <p>(7) 個人の市民税の賦課徴収に併せて、森林環境税（国税）の賦課徴収を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p> <p>ただし、2(1)は令和3年1月1日、2(2)~(5)は令和元年10月1日、2(6)は令和3年4月1日、2(7)は令和6年1月1日</p> | | | | | |

尼崎市市税条例（第1条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第11条 市長は、市域の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下この項及び次項において「申告等の期限」という。）までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、<u>法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、地域及び期日を指定して当該申告等の期限を延長することができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>災害</u>その他やむを得ない理由により申告等の期限までに前項に規定する行為をすることができないと認めるときは、<u>同項</u>の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については<u>2月</u>を、特別徴収義務者については<u>30日を超えない範囲内</u>で当該申告等の期限を延長することができる。</p> <p>3 前項の申請は、<u>同項</u>の理由がやんだ後10日以内に、<u>当該理由を記載した書面を市長に提出して行わなければならない。</u></p> | <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第11条 市長は、市域の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下次項において「申告等の期限」という。）までに、これらの行為をすることができないと認める<u>場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。</u></p> <p>2 市長は<u>災害</u>その他やむを得ない理由により申告等の期限までに前項に規定する行為をすることができないと認める<u>場合には、前項</u>の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については<u>2月以内</u>、特別徴収義務者については<u>30日以内</u>において、<u>当該期限</u>を延長することができる。</p> <p>3 前項の申請は、<u>前項</u>の理由がやんだ後10日以内に、<u>その理由を記載した書面</u>でしなければならない。</p> |
| <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第18条</p> <p>(2) 障害者(法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、未成年者、寡婦(同項第11号に規定する寡婦をいう。以下同じ。)<u>又は寡夫(同項第12号に規定する寡夫をいう。以下同じ。)</u>(これらの者の前年(当該年度の初日の属する年の前年をいう。次項、次款(第27条の3第2項を除く。)、第4款及び附則(<u>第31項</u>を除く。))において同じ。)の合計所得金額(法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額</p> | <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第18条</p> <p>(2) 障害者(法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、未成年者、寡婦(同項第11号に規定する寡婦をいう。以下同じ。)<u>又は寡夫(同項第12号に規定する寡夫をいう。以下同じ。)</u>(これらの者の前年(当該年度の初日の属する年の前年をいう。次項、次款(第27条の3第2項を除く。)、第4款及び附則(<u>第32項</u>を除く。))において同じ。)の合計所得金額(法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額</p> |

をいう。以下同じ。)が法第295条第1項第2号に規定する額を超える場合を除く。)

(税額控除)

第25条

2 所得割の納税義務者が、前年中に次の各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、法第314条の7第1項及び第11項(法附則第5条の6第2項及び附則第5条の7第2項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。)に規定するところにより算定した控除額をその者の第22条第2項及び第3項並びに前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第49条 昭和38年1月2日から令和2年3月31日までの間に新築された住宅(区分所有に係る家屋にあっては人の居住の用に供する専有部分のうち令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあっては人の居住の用に供する家屋のうち令で定める家屋をいう。以下この条及び次条において同じ。)で令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条又は法附則第15条の7第1項若しくは第2項若しくは附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅(区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。))にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に

をいう。以下同じ。)が法第295条第1項第2号に規定する額を超える場合を除く。)

(税額控除)

第25条

2 所得割の納税義務者が、前年中に次の各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、法第314条の7第1項及び第2項(法附則第5条の6第2項及び附則第5条の7第2項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。)に規定するところにより算定した控除額をその者の第22条第2項及び第3項並びに前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第49条 昭和38年1月2日から平成32年3月31日までの間に新築された住宅(区分所有に係る家屋にあっては人の居住の用に供する専有部分のうち令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあっては人の居住の用に供する家屋のうち令で定める家屋をいう。以下この条及び次条において同じ。)で令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条又は法附則第15条の7第1項若しくは第2項若しくは附則第15条の8第1項から第3項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅(区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。))にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外

供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。)にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

(新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第50条 昭和39年1月2日から令和2年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数(令で定めるところにより計算した地上階数をいう。)3以上を有するものをいう。)である住宅で令で定めるものに対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。)にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

附 則

8 法附則第15条第33項の規定の適用を受ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成28年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに

の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。)にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

(新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第50条 昭和39年1月2日から平成32年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数(令で定めるところにより計算した地上階数をいう。)3以上を有するものをいう。)である住宅で令で定めるものに対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8第1項から第3項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。)にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

附 則

8 法附則第15条第32項の規定の適用を受ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成28年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに

取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。)に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに課されることとなる年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。

(固定資産税等の課税標準等の特例)

10

- (5) 法附則第15条第19項本文 5分の3
- (6) 法附則第15条第19項ただし書 2分の1
- (7) 法附則第15条第29項 2分の1
- (8) 法附則第15条第30項第1号 3分の2
- (9) 法附則第15条第30項第2号 2分の1
- (10) 法附則第15条第30項第3号 2分の1
- (11) 法附則第15条第31項第1号 3分の2
- (12) 法附則第15条第31項第2号 2分の1
- (13) 法附則第15条第33項第1号 3分の2
- (14) 法附則第15条第33項第2号 4分の3
- (15) 法附則第15条第33項第3号 2分の1
- (16) 法附則第15条第38項 3分の2
- (17) 法附則第15条第40項 5分の4
- (18) 法附則第15条第44項 2分の1
- (19) 法附則第15条第45項 3分の2
- (20) 法附則第15条第47項 0

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

11 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附

取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。)に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに課されることとなる年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。

(固定資産税等の課税標準等の特例)

10

- (5) 法附則第15条第18項本文 5分の3
- (6) 法附則第15条第18項ただし書 2分の1
- (7) 法附則第15条第28項 2分の1
- (8) 法附則第15条第29項第1号 3分の2
- (9) 法附則第15条第29項第2号 2分の1
- (10) 法附則第15条第29項第3号 2分の1
- (11) 法附則第15条第30項第1号 3分の2
- (12) 法附則第15条第30項第2号 2分の1
- (13) 法附則第15条第32項第1号 3分の2
- (14) 法附則第15条第32項第2号 4分の3
- (15) 法附則第15条第32項第3号 2分の1
- (16) 法附則第15条第37項 3分の2
- (17) 法附則第15条第39項 5分の4
- (18) 法附則第15条第43項 2分の1
- (19) 法附則第15条第44項 3分の2
- (20) 法附則第15条第46項 0

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

11 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附

則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の同項に規定する修正価格（以下「修正価格」という。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

1 2 令和元年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地（以下「令和元年度適用土地」という。）又は法附則第17条の2第1項の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が令和元年度適用土地であるものであって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

1 3 固定資産税の納税者は、その納付すべき令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に係る附則第11項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について法第432条第1項の規定により審査の申出をする場合においては、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。

（商業地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

1 4 商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）のうち当該商業地等の当該年度の負担水準（法附則第17条第8号に規定する負担水準をいう。以下同じ。）

則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の同項に規定する修正価格（以下「修正価格」という。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

1 2 平成31年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地（以下「平成31年度適用土地」という。）又は法附則第17条の2第1項の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が平成31年度適用土地であるものであって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

1 3 固定資産税の納税者は、その納付すべき平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に係る附則第11項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について法第432条第1項の規定により審査の申出をする場合においては、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。

（商業地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

1 4 商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）のうち当該商業地等の当該年度の負担水準（法附則第17条第8号に規定する負担水準をいう。以下同じ。）

が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条第5項に規定する商業地等調整固定資産税額とする。

(商業地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

16 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条第5項の規定により算定した税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税)

17 平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3の規定及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。

22 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、附則第18項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(削る)

が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条第5項に規定する商業地等調整固定資産税額とする。

(商業地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

16 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条第5項の規定により算定した税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税)

17 平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3の規定及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。

22 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、附則第18項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

23 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第26条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の

2 3 前項の規定の適用がある場合における第25条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項並びに附則第22項」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「前各項並びに附則第22項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

2 4 第25条第2項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第3項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、法附則第33条の2第5項、附則第33条の3第5項、附則第34条第4項、附則第35条第5項、附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項又は附則第35条の4第4項の規定の適用を受けるときは、法第314条の7第11項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項及び附則第5条の7第2項の規定により読み替えて適用する

確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において第29条第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から第26条第1項に規定する給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

2 4 附則第22項の規定の適用がある場合における第25条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項並びに附則第22項」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「前各項並びに附則第22項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

2 5 第25条第2項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第3項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、法附則第33条の2第5項、附則第33条の3第5項、附則第34条第4項、附則第35条第5項、附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項又は附則第35条の4第4項の規定の適用を受けるときは、法第314条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項及び附則第5条の7第2項の規定により読み替えて適用する場合

場合を含む。)に規定するところにより算定するものとする。

(法人の市民税の特定寄附金税額控除)

25 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、平成28年4月20日から令和2年3月31日までの間に、認定地方公共団体(法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいう。次項において同じ。)に対して特定寄附金(同条第1項に規定する特定寄附金をいう。次項において同じ。)を支出した場合は、同条第1項に規定する寄附金支出事業年度の第33条の8第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第8項又は第9項の規定により申告納付すべき法人税割額から、法附則第8条の2の2第7項、第8項及び第12項並びに同条第14項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第7項に規定する控除額を控除するものとする。

26 法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人又は当該連結親法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係がある同条第12号の7に規定する連結子法人(同条第16号に規定する連結申告法人に限る。)が、平成28年4月20日から令和2年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合は、法附則第8条の2の2第3項に規定する寄附金支出連結事業年度の第33条の8第4項、第8項又は第9項の規定により申告納付すべき法人税割額から、法附則第8条の2の2第9項から第12項まで及び同条第14項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第9項に規定する控除額を控除するものとする。

27～33 略

34 削除

35 削除

を含む。)に規定するところにより算定するものとする。

(法人の市民税の特定寄附金税額控除)

26 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、平成28年4月20日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体(法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいう。次項において同じ。)に対して特定寄附金(同条第1項に規定する特定寄附金をいう。次項において同じ。)を支出した場合は、同条第1項に規定する寄附金支出事業年度の第33条の8第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第8項又は第9項の規定により申告納付すべき法人税割額から、法附則第8条の2の2第7項、第8項及び第12項並びに同条第14項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第7項に規定する控除額を控除するものとする。

27 法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人又は当該連結親法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係がある同条第12号の7に規定する連結子法人(同条第16号に規定する連結申告法人に限る。)が、平成28年4月20日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合は、法附則第8条の2の2第3項に規定する寄附金支出連結事業年度の第33条の8第4項、第8項又は第9項の規定により申告納付すべき法人税割額から、法附則第8条の2の2第9項から第12項まで及び同条第14項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第9項に規定する控除額を控除するものとする。

28～34 略

3.6 削除

3.7 削除

(軽自動車税の税率の特例)

3.8 略

(削る)

(軽自動車税の税率の特例)

3.5 略

3.6 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間(次項及び附則第3.8項において「軽課対象期間」という。)に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に法附則第3.0条第3項各号に掲げるものに対する平成29年度分の軽自動車税に係る第6.2条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号イ | 3,900円 | 1,000円 |
| 第2号ウ | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

3.7 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第4.0項及び第4.1項において同じ。)で法附則第3.0条第4項各号に掲げるものに対する平成29年度分の軽自動車税に係る第6.2条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号イ | 3,900円 | 2,000円 |
| 第2号ウ | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

3.8 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)で法附則第3.0条第5項各号に掲げるものに対する平成29年度分の軽自動車税に係る第6.2条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の

39 3輪以上の軽自動車（法附則第30条第2項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号イ | 3,900円 | 1,000円 |
| 第2号ウ | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

40 3輪以上の軽自動車（法附則第30条第3項に規定する軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。）で同条第3項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|--------|--------|
| 第2号イ | 3,900円 | 2,000円 |
|------|--------|--------|

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号イ | 3,900円 | 3,000円 |
| 第2号ウ | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

39 3輪以上の軽自動車（法附則第30条第6項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第36項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

40 3輪以上の軽自動車（法附則第30条第7項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第37項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号ウ | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

4 1 3 輪以上の軽自動車で法附則第3 0 条第4 項各号に掲げるもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第6 2 条の規定の適用については、当該軽自動車平成2 9 年4 月1 日から平成3 0 年3 月3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成3 0 年4 月1 日から平成3 1 年3 月3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号イ | 3,900円 | 3,000円 |
| 第2号ウ | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

4 9 平成3 0 年度から令和4 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第4 1 条の1 7 の2 第1 項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において法附則第4 条の4 第3 項に規定する取組を行ったときにおける第2 1 条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項（第2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4 条の4 第3 項の規定により読み替えて適用される法第3 1 4 条の2 第1 項（同号に限

4 1 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）で法附則第3 0 条第8 項各号に掲げるものに対する第6 2 条の規定の適用については、当該軽自動車平成2 9 年4 月1 日から平成3 0 年3 月3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成3 0 年4 月1 日から平成3 1 年3 月3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成3 1 年度分の軽自動車税に限り、附則第3 8 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

4 9 平成3 0 年度から平成3 4 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第4 1 条の1 7 の2 第1 項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において法附則第4 条の4 第3 項に規定する取組を行ったときにおける第2 1 条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項（第2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4 条の4 第3 項の規定により読み替えて適用される法第3 1 4 条の2 第1 項（同号に限

る。)』として、同条の規定を適用することができる。

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 9 略

(4) 令附則第1 2 条第2 3 項各号のいずれかに該当する者の住所、氏名及びその者が当該各号のいずれに該当するかの別

(7) 当該改修工事について令附則第1 2 条第2 4 項に規定する補助金等の交付又は同項に規定する居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付を受ける場合にあつては、その金額

(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

6 2 略

(6) 当該改修工事について令附則第1 2 条第3 1 項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあつては、その金額

(特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

6 5 略

(6) 当該改修工事について令附則第1 2 条第3 1 項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあつては、その金額

(個人の市民税の税率の特例等)

7 0 平成2 6 年度から令和5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、第1 7 条第1 項第1 号又は第2 号に掲げる者に対して課する均等割の額は、第2 2 条第1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に5 0 0 円を加算した額とする。

る。)』として、同条の規定を適用することができる。

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 9 略

(4) 令附則第1 2 条第2 1 項各号のいずれかに該当する者の住所、氏名及びその者が当該各号のいずれに該当するかの別

(7) 当該改修工事について令附則第1 2 条第2 2 項に規定する補助金等の交付又は同項に規定する居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付を受ける場合にあつては、その金額

(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

6 2 略

(6) 当該改修工事について令附則第1 2 条第2 9 項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあつては、その金額

(特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

6 5 略

(6) 当該改修工事について令附則第1 2 条第2 9 項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあつては、その金額

(個人の市民税の税率の特例等)

7 0 平成2 6 年度から平成3 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、第1 7 条第1 項第1 号又は第2 号に掲げる者に対して課する均等割の額は、第2 2 条第1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に5 0 0 円を加算した額とする。

尼崎市市税条例（第2条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(延滞金)</p> <p>第13条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第33条の4第1項若しくは第2項ただし書、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（これらの規定を第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の8第1項、第2項、第4項若しくは第6項若しくは第35条の6に規定する納期限後、第45条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、<u>第61条の6第1項に規定する納期限後、第63条第2項に規定する納期若しくは同条第3項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第73条の2に規定する納期限後、第73条の5第2項の規定により納税通知書に定められた納期に係る納期限後、第95条、第96条の8第1項、第96条の13第3項若しくは第102条第1項に規定する納期限後若しくは第111条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後にその税金を納付し、若しくは納入金を納入する場合又は第33条の8第8項に規定する申告書に係る税金を納付する場合は、当該税額又は納入金額に、その納期限（当該申告書に係る税金を納付するときは当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第6項に規定する納期限、納期限が延長されたときはその延長後の納期限。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各</u></p> | <p>(延滞金)</p> <p>第13条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第33条の4第1項若しくは第2項ただし書、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（これらの規定を第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の8第1項、第2項、第4項若しくは第6項若しくは第35条の6に規定する納期限後、第45条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、<u>第63条第2項に規定する納期若しくは同条第3項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第73条の2に規定する納期限後、第73条の5第2項の規定により納税通知書に定められた納期に係る納期限後、第95条、第96条の8第1項、第96条の13第3項若しくは第102条第1項に規定する納期限後若しくは第111条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後にその税金を納付し、若しくは納入金を納入する場合又は第33条の8第8項に規定する申告書に係る税金を納付する場合は、当該税額又は納入金額に、その納期限（当該申告書に係る税金を納付するときは当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第6項に規定する納期限、納期限が延長されたときはその延長後の納期限。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までの期間につ</u></p> |

号に定める日又は期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(5) 第61条の6第1項、第73条の2、第95条、第96条の8第1項又は第102条第1項に規定する申告書に係る税額(次号及び第7号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第61条の6第1項、第73条の2、第95条、第96条の8第1項若しくは第102条第1項に規定する申告書でその提出期限後に提出したもの又は第61条の7第2項、第73条の3第2項、第96条第2項(第96条の8第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)若しくは第104条第2項に規定する申告書に係る税額(第96条第1項(第96条の8第2項において準用する場合を含む。))の規定により提出した申告書又は第96条第2項に規定する申告書に係る場合にあつては、次号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。)

その提出した日(以下この号において「提出日」という。)(提出日後に当該税額を納付したときは、その納付の日(提出日の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日))

(7) 法第458条第2項、第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項、第603条の2第5項又は第629条第5項の規定によって徴収を猶予した税額その猶予した期間の末日(以下この号において「猶予期限」という。)(猶予期限後に当該税額を納付したときは、その納付の日(猶

いては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(5) 第73条の2、第95条、第96条の8第1項又は第102条第1項に規定する申告書に係る税額(次号及び第7号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第73条の2、第95条、第96条の8第1項若しくは第102条第1項に規定する申告書でその提出期限後に提出したもの又は第73条の3第2項、第96条第2項(第96条の8第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))若しくは第104条第2項に規定する申告書に係る税額(第96条第1項(第96条の8第2項において準用する場合を含む。))の規定により提出した申告書又は第96条第2項に規定する申告書に係る場合にあつては、次号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。)その提出した日(以下この号において「提出日」という。)(提出日後に当該税額を納付したときは、その納付の日(提出日の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日))

(7) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項、第603条の2第5項又は第629条第5項の規定によって徴収を猶予した税額その猶予した期間の末日(以下この号において「猶予期限」という。)(猶予期限後に当該税額を納付したときは、その納付の日(猶予期限の翌日から

| | |
|--|--|
| <p>予期限の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日))</p> <p>2 前項に規定する延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、<u>うるう年</u>の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。 (個人の市民税の申告等)</p> <p>第26条</p> <p>5 <u>第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する第17条第1項第1号に掲げる者が第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち省令で定めるものについては、省令で定める記載によることができる。</u></p> <p>6・7 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者(法第292条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者をいう。以下同じ。)に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において</p> | <p>1月を経過する日後に納付したときは、当該日))</p> <p>2 前項に規定する延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、<u>閏年</u>^{じゆん}の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。 (個人の市民税の申告等)</p> <p>第26条</p> <p>5・6 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(3) 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第27条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公</p> |
|--|--|

同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族（法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族をいう。）を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、省令で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定す

る公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(3) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、省令で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定す

る納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(市民税に係る不申告に関する過料)

第28条 市民税の納税義務者が第26条第1項又は第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は第26条第7項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(軽自動車税の納税義務者等)

第60条 軽自動車税は、主たる定置場が本市内に存する3輪以上の軽自動車(法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下同じ。)に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等(同条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下この節において同じ。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、種別割は、その使用者に課する。ただし、当該軽自動車等が公用又は公共の用に供するものであると市長が認める場合は、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第60条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を3輪以上の軽自動車の取得者又は

る納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(市民税に係る不申告に関する過料)

第28条 市民税の納税義務者が第26条第1項又は第2項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は第26条第6項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(軽自動車税の納税義務者等)

第60条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下この節において「軽自動車等」という。)に対し、その所有者(法第442条の2第2項の規定により所有者とみなされる者を含む。第69条の2第5項を除き、以下この節において同じ。)に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によつて軽自動車税を課することができない者であるときは、前項の規定にかかわらず、軽自動車税は、その使用者に課する。ただし、当該軽自動車等が公用又は公共の用に供するものであると市長が認める場合は、この限りでない。

軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（種別割の課税免除）

第61条 軽自動車等のうち、商品（規則で定めるものに限る。第69条の2第1項において同じ。）であるもの及び小型特殊自動車（法第442条第6号に規定する小型特殊自動車をいう。以下同じ。）で農耕作業（刈取脱穀作業を含む。）の用に供されるもの（以下「農耕作業用自動車」という。）に対しては、種別割を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第61条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以

（軽自動車税の課税免除）

第61条 軽自動車等のうち、商品（規則で定めるものに限る。第69条の2第1項において同じ。）であるもの及び小型特殊自動車で農耕作業（刈取脱穀作業を含む。）の用に供されるもの（以下「農耕作業用自動車」という。）に対しては、軽自動車税を課さない。

上の軽自動車の取得のために通常要する価額として省令で定めるところにより算定した金額（第61条の4において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第61条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する3輪以上の軽自動車 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する3輪以上の軽自動車 100分の2
- (3) 前2号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 100分の3

（環境性能割の免税点）

第61条の4 通常の取得価額が50万円以下である3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第61条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第61条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した省令で定める申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、当該3輪以上の軽自動車の取得者が取得した3輪以上の軽自動車について必要な事項を記載した省令で定める報告書を市

長に提出しなければならない。

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

第61条の7 前条第1項の規定により同項に規定する申告書(以下この条において「申告書」という。)を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第462条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第462条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、省令で定める事項を記載した修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第61条の8 環境性能割の納税義務者が正当な理由なく第61条の6第1項の規定により提出すべき申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。同条第2項の規定による報告を行わなかった場合においても、同様とする。

2 第18条の4第2項及び第3項の規定は、前項の過料について準用する。

(環境性能割の減免)

第61条の9 市長は、自動車(法第145条第3号に規定する自動車をいう。)の取得について県が課すべき自動車税の環境性能割の減免の例により、環境性能割を減免することができる。

(種別割の税率)

第62条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車等の区分に応じ、1台につき、当該各号に定める額と

(軽自動車税の税率)

第62条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等の区分に応じ、1台につき、当該各号に定める額とする。

| | |
|---|---|
| <p>する。</p> <p>(1) 原動機付自転車(法第442条第4号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)</p> <p>(4) 2輪の小型自動車(法第442条第7号に規定する2輪の小型自転車をいう。) 年額 6,000円</p> <p>(種別割の賦課期日及び納期)</p> <p>第63条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、5月1日から同月末日までとする。</p> <p>(種別割の徴収の方法等)</p> <p>第65条 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。</p> <p>(種別割に関する申告)</p> <p>第67条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、当該軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、省令で定める申告書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。申告書に記載された事項に異動を生じた場合においても、同様とする。</p> <p>(種別割に係る不申告に関する過料)</p> <p>第68条 軽自動車等の所有者等が正当な理由なく前条の規定による申告を行わなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第69条 市長は、次のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、種別割を減免することができる。ただし、第2号に該当する場合においては、1台分に限るものとする。</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、種別割を減免することができる。</p> <p>(原動機付自転車等に係る標識の交付等)</p> | <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>(4) 2輪の小型自動車 年額 6,000円</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第63条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月末日までとする。</p> <p>(軽自動車税の徴収の方法等)</p> <p>第65条 軽自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。</p> <p>(軽自動車税に関する申告)</p> <p>第67条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、当該軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、省令で定める申告書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。申告書に記載された事項に異動を生じた場合においても、同様とする。</p> <p>(軽自動車税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第68条 軽自動車等の所有者等が正当な理由なく前条の規定による申告を行わなかったときは、当該軽自動車等の所有者等に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第69条 市長は、次のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、軽自動車税を減免することができる。ただし、第2号に該当する場合においては、1台分に限るものとする。</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(原動機付自転車等に係る標識の交付等)</p> |
|---|---|

第69条の2 主たる定置場が本市内に存する原動機付自転車又は小型特殊自動車（農耕作業用自動車を除く。）（商品であるものを除く。以下この項、次項及び第4項において「原動機付自転車等」という。）の所有者又は使用者（当該原動機付自転車等に係る種別割の納税義務者であるものに限る。）（同項において「所有者等」という。）は、規則で定めるところにより、市長からその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

附 則

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

34 法第451条第1項第1号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この項において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第37項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第60条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

35 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第61条の3の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|--------|----------|
| 第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 |
| 第2号 | 100分の2 | 100分の1 |
| 第3号 | 100分の3 | 100分の2 |

36 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第61条の3の規定の適用については、当分の間、同条第3号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

37 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第61条の3及び前項の規

第69条の2 主たる定置場が本市内に存する原動機付自転車又は小型特殊自動車（農耕作業用自動車を除く。）（商品であるものを除く。以下この項、次項及び第4項において「原動機付自転車等」という。）の所有者又は使用者（当該原動機付自転車等に係る軽自動車税の納税義務者であるものに限る。）（同項において「所有者等」という。）は、規則で定めるところにより、市長からその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

附 則

34 削除

35 削除

36 削除

37 削除

定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第2号及び同項中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

38 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から附則第41項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

39 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第2項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

40 3輪以上のガソリン軽自動車(法附則第30条第3項に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。)で同項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当

(軽自動車税の税率の特例)

38 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から附則第41項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

39 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第2項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

40 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第3項に規定する軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。)で同項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日

該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

41 3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）で法附則第30条第4項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

41 3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）で法附則第30条第4項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

尼崎市市税条例（第3条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第18条</p> <p>(2) 障害者(法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、未成年者、寡婦(同項第11号に規定する寡婦をいう。以下同じ。)、<u>寡夫(同項第12号に規定する寡夫をいう。以下同じ。)</u> <u>又は单身児童扶養者(同項第12号の2に規定する单身児童扶養者をいう。以下同じ。)</u> (これらの者の前年(当該年度の初日の属する年の前年をいう。次項、次款(第27条の3第2項を除く。)、第4款及び附則(第31項を除く。))において同じ。)の合計所得金額(法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が法第295条第1項第2号に規定する額を超える場合を除く。)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の2</p> <p>(3) 当該給与所得者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>38 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から附則第42項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同</p> | <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第18条</p> <p>(2) 障害者(法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、未成年者、寡婦(同項第11号に規定する寡婦をいう。以下同じ。)<u>又は寡夫(同項第12号に規定する寡夫をいう。以下同じ。)</u> (これらの者の前年(当該年度の初日の属する年の前年をいう。次項、次款(第27条の3第2項を除く。)、第4款及び附則(第31項を除く。))において同じ。)の合計所得金額(法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が法第295条第1項第2号に規定する額を超える場合を除く。)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の2</p> <p>(3) 当該給与所得者が单身児童扶養者(<u>法第292条第1項第12号の2に規定する单身児童扶養者をいう。以下同じ。</u>)に該当する場合には、その旨</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>38 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から附則第41項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同</p> |

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 2 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第2項各号に掲げるもののうち、自家用の乗用のものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第39項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 3～4 8 略

4 9 附則第47項の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項に規定する確定申告書を含む。）に附則第47項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

5 0～5 2 略

5 3 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。以下この項並びに附則第55項及び第58項において同じ。）が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準（法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第58項において同じ。）に適合することを

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 2～4 7 略

4 8 附則第46項の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項に規定する確定申告書を含む。）に附則第46項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

4 9～5 1 略

5 2 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。以下この項並びに附則第54項及び第57項において同じ。）が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準（法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第57項において同じ。）に適合することを

証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

5 4～5 6 略

5 7 附則第5 5項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。

5 8～6 1 略

6 2 附則第6 0項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。

6 3・6 4 略

6 5 附則第6 3項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。

6 6・6 7 略

6 8 附則第6 6項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。

6 9～7 1 略

証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

5 3～5 5 略

5 6 附則第5 4項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。

5 7～6 0 略

6 1 附則第5 9項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。

6 2・6 3 略

6 4 附則第6 2項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。

6 5・6 6 略

6 7 附則第6 5項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。

6 8～7 0 略

尼崎市市税条例（第4条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(課税標準額、税額等の端数計算)</p> <p>第15条の2</p> <p>8 第2項、第3項（市税の確定金額の全額が100円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る。）及び第5項から前項までの規定の適用については、<u>個人の市民税、第30条の2第2項の規定によりこれと併せて徴収する個人の県民税及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」という。）第7条第1項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税又は固定資産税及び第112条第1項の規定によりこれと併せて徴収する都市計画税については、それぞれ1の税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によって徴収する個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税に対する第6項の規定の適用については、同項中「1,000円」とあるのは、「100円」とする。</u></p> | <p>(課税標準額、税額等の端数計算)</p> <p>第15条の2</p> <p>8 第2項、第3項（市税の確定金額の全額が100円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る。）及び前3項の規定の適用については、<u>個人の市民税とこれと併せて徴収する個人の県民税、固定資産税とこれと併せて徴収する都市計画税については、それぞれ1の税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によって徴収する個人の市民税とこれと併せて徴収する個人の県民税については、第6項中「1,000円」とあるのは、「100円」とする。</u></p> |
| <p>(個人の県民税に係る督促、滞納処分等)</p> <p>第16条の2 個人の市民税に係る徴収金について督促状を發し、滞納処分をし、<u>又は交付要求をする場合には、法又は森林環境税法に特別の定めがある場合を除くほか、個人県民税徴収金（法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金で個人の県民税に係るものをいう。）及び森林環境税徴収金（森林環境税法第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。以下同じ。）</u>について併せて督促状を發し、滞納処分をし、<u>及び交付要求をするものとする。</u></p> | <p>(個人の県民税に係る督促、滞納処分等)</p> <p>第16条の2 個人の市民税に係る徴収金について督促状を發し、滞納処分をし、<u>及び交付を求め</u>る場合においては、<u>特別の規定がある場合を除く外、当該個人の県民税についてあわせて督促状を發し、滞納処分をし、及び交付を求め</u>るものとする。</p> |
| <p>(税額控除)</p> <p>第25条</p> <p>5 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、令で定めるところによ</p> | <p>(税額控除)</p> <p>第25条</p> <p>5 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、令で定めるところによ</p> |

り、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付する。この場合において、当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税又は当該納税義務者の未納に係る地方団体徴収金（法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金をいう。以下同じ。）若しくは森林環境税徴収金（以下この項において「徴収金等」という。）があるときは、法第17条の2の2の規定にかかわらず、当該納税義務者は、市長に対し、当該還付をすべき金額（徴収金等に係る金額に相当する額を限度とする。）により徴収金等を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（個人の市民税の徴収等の方法）

第30条の2 個人の市民税の徴収については、第33条の2、第33条の6の2第1項、第33条の6の5第1項又は第35条の4の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

2 個人の県民税及び森林環境税は、法又は森林環境税法に特別の定めがある場合を除くほか、個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第33条の6 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日後において到来する第31条の納期があるときはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がないときは直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

2 第33条の5第1項の規定により変更され

り、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当するものとする。

（個人の市民税の徴収等の方法）

第30条の2 個人の市民税の徴収については、第33条の2、第33条の6の2第1項、第33条の6の5第1項又は第35条の4の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか普通徴収の方法による。

2 個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第33条の6 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日後において到来する第31条の納期がある場合においては、それぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては、直ちに普通徴収の方法によって徴収する。

2 第33条の5第1項の規定によって変更さ

た給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）には、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の規定の例により、当該納税者に還付する。
この場合において、当該納税者の未納に係る地方団体徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金（以下「特定過誤納金」という。）とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第33条の6の7 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る

れた給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）においては、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条又は第17条の2の規定によって当該納税者に還付し、又は未納に係る徴収金に充当する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第33条の6の7 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る

仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）には、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の規定の例により、当該特別徴収対象年金所得者に還付する。この場合において、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る地方団体徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、特定過誤納金とみなして、第17条の2の2第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）においては、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条又は第17条の2の規定によって当該納税者に還付し、又は未納に係る徴収金に充当する。

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成30年尼崎市条例第34号）（第5条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第2条</p> <p>第33条の8に<u>次の8項</u>を加える。</p> <p>19 法第321条の8第43項に規定する特定法人である内国法人（法第292条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。<u>以下同じ。</u>）は、第1項、第2項、第4項又は第6項から第9項までの規定により、これらの規定による申告書（以下<u>この条</u>において「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項、第2項、第4項又は第6項から第9項までの規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（<u>次項及び第21項</u>において「申告書記載事項」という。）又は添付書類記載事項（法第321条の8第42項に規定する添付書類記載事項をいう。<u>以下この項及び次項</u>において同じ。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。ただし、<u>当該申告のうち添付書類（法第321条の8第42項に規定する添付書類をいう。次項において同じ。）に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。</u></p> <p>20 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この条例又はこの条例に基づく規則の規定を適用する。</p> <p>21 第19項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が機構電子計算機に備え</u></p> | <p>第2条</p> <p>第33条の8に<u>次の3項</u>を加える。</p> <p>19 法第321条の8第43項に規定する特定法人である内国法人（法第292条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。）は、第1項、第2項、第4項又は第6項から第9項までの規定により、これらの規定による申告書（以下<u>この項及び次項</u>において「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項、第2項、第4項又は第6項から第9項までの規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類記載事項（法第321条の8第42項に規定する添付書類記載事項をいう。<u>次項</u>において同じ。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法<u>その他省令で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>20 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類（<u>法第321条の8第42項に規定する添付書類をいう。</u>）を添付して行われたものとみなして、この条例又はこの条例に基づく規則の規定を適用する。</p> <p>21 第19項の規定により行われた同項の申告は、機構電子計算機に備えられたファイルへ</p> |

られたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

の記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

2 2 第 1 9 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法第 3 2 1 条の 8 第 4 6 項後段に規定する申告についても、同様とする。

2 3 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に省令で定める書類を添付して、第 2 号に掲げる期間の開始の日の 1 5 日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第 1 項の規定による申告書（法人税法第 7 4 条第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は第 4 項、第 6 項若しくは第 9 項の規定による申告書の提出期限の 1 5 日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内にあるときは、当該開始の日まで）に、これを市長に提出しなければならない。

(1) 前項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情

(2) 前項前段の規定による指定を受けようとする期間

(3) その他省令で定める事項

2 4 第 2 2 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 1 9 項の申告につき第 2 2 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

2 5 第 2 2 項前段の規定の適用を受けている

内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第22項前段の期間内に行う第19項の申告については、第22項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

26 第22項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第24項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の法第321条の8第46項後段の期間内に行う第19項の申告については、第22項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同条第46項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

付 則

1 略

- (4) 第2条中尼崎市市税条例第71条第4項の改正規定及び付則第13項の規定 令和元年10月1日
- (5) 第2条中尼崎市市税条例第17条第5項の改正規定及び同条例第33条の8に8項を加える改正規定並びに付則第5項の規定 令和2年4月1日
- (6) 第3条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第14項から第16項までの規定 令和2年10月1日
- (7) 第3条中尼崎市市税条例第18条第2項、第21条及び第25条第1項の改正規定並びに付則第4項の規定 令和3年1月1日
- (8) 第4条及び付則第17項から第19項ま

付 則

1 略

- (4) 第2条中尼崎市市税条例第71条第4項の改正規定及び付則第13項の規定 平成31年10月1日
- (5) 第2条中尼崎市市税条例第17条第5項の改正規定及び同条例第33条の8に3項を加える改正規定並びに付則第5項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第14項から第16項までの規定 平成32年10月1日
- (7) 第3条中尼崎市市税条例第18条第2項、第21条及び第25条第1項の改正規定並びに付則第4項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条及び付則第17項から第19項ま

| | |
|---|--|
| <p>での規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条及び付則第20項の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p>3 改正後の条例第26条第1項ただし書の規定は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 第3条の規定による改正後の尼崎市市税条例第18条第2項、第21条及び第25条第1項の規定は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>5 第2条の規定による改正後の尼崎市市税条例第17条第5項及び第33条の8第19項から第26項までの規定は、<u>令和2年4月1日</u>以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>6 改正後の条例附則第10項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)(以下「改正後の法」という。)附則第15条第2項第1号に掲げる施設又は設備に対して課する<u>令和元年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された同号に掲げる施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>8 改正後の条例附則第10項第4号の規定は、施行日以後に取得された改正後の法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設対</p> | <p>での規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条及び付則第20項の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p>3 改正後の条例第26条第1項ただし書の規定は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 第3条の規定による改正後の尼崎市市税条例第18条第2項、第21条及び第25条第1項の規定は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>5 第2条の規定による改正後の尼崎市市税条例第17条第5項及び第33条の8第19項から第21項までの規定は、<u>平成32年4月1日</u>以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>6 改正後の条例附則第10項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)(以下「改正後の法」という。)附則第15条第2項第1号に掲げる施設又は設備に対して課する<u>平成31年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された同号に掲げる施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>8 改正後の条例附則第10項第4号の規定は、施行日以後に取得された改正後の法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設対</p> |
|---|--|

して課する令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された同項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 改正後の条例附則第10項第13号から第15号までの規定は、施行日以後に取得された改正後の法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 令和元年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

14 令和2年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

15 令和2年10月1日前に対象売渡し等が行われた改正後の法第464条第1項第1号に規定する製造たばこ(以下「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税が課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合は本市内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所において、これらの者が小売販売業者である場合は本市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市内に営業所が所在する小売販売業者に売り渡したものと

して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された同項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 改正後の条例附則第10項第13号から第15号までの規定は、施行日以後に取得された改正後の法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成31年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

14 平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

15 平成32年10月1日前に対象売渡し等が行われた改正後の法第464条第1項第1号に規定する製造たばこ(以下「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税が課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合は本市内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所において、これらの者が小売販売業者である場合は本市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市内に営業所が所在する小売販売業者に売り渡したものと

| | |
|---|---|
| <p>みなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>17 <u>令和3年10月1日</u>前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>18 <u>令和3年10月1日</u>前に対象売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税が課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合は本市内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所において、これらの者が小売販売業者である場合は本市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市内に営業所が所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>20 <u>令和4年10月1日</u>前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。</p> | <p>とみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>17 <u>平成33年10月1日</u>前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>18 <u>平成33年10月1日</u>前に対象売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税が課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合は本市内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所において、これらの者が小売販売業者である場合は本市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市内に営業所が所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>20 <u>平成34年10月1日</u>前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。</p> |
|---|---|

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 条例 | 番 号 | 議案第73号 | 所 管 | 福祉課 |
|--|----------------------------------|-----|--------|-----|-----|
| 件 名 | 尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| <p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の施行により、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、災害援護資金の貸付けに係る据置期間経過後の利率については条例で定めることとされたため、本条例において改めて当該利率の規定を行うもの。</p> <p>併せて、被災者支援の充実を図る観点から、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）が施行され、災害援護資金の貸付けに係る運用の見直しが行われたため、当該内容に合わせた規定の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 連帯保証人及び貸付利率</p> <p>現行、災害援護資金の貸付けを受ける際の要件としている連帯保証人の擁立について、必須要件としないこととする。</p> <p>併せて、改正前の法規定と同様に年3%としている据置期間経過後の貸付利率について、次のとおり改める。</p> <p>ア 連帯保証人を立てる場合 無利子</p> <p>イ 連帯保証人を立てない場合 年1%</p> <p>(2) 償還方法</p> <p>現行、年賦又は半年賦元利均等償還としている償還方法について、新たに月賦元利均等償還を加える。</p> <p>(3) 延滞利率</p> <p>貸付金を定められた期限までに償還しない場合等に生じる違約金に係る延滞利率について、「10.75%」から「5%」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>なお、連帯保証人及び貸付利率に係る改正は平成31年4月1日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて、延滞利率に係る改正は平成31年4月1日以後の期間に対応するものについて適用する。</p> | | | | | |

尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p><u>(資金の償還期間等)</u></p> <p>第11条 <u>資金の償還期間は、10年間（据置期間を含む。）とする。</u></p> <p>2 <u>前項の据置期間は、3年間（市長が特に必要があると認める場合は、5年間）とする。</u></p> <p>3 <u>資金の償還は、年賦、半年賦又は月賦による元利均等償還の方法によるものとする。ただし、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、いつでも繰上償還をすることができる。</u></p> <p><u>(貸付利率)</u></p> <p>第12条 <u>資金は、次条第1項の規定により保証人を立てる場合は無利子とし、その他の場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその貸付利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</u></p> <p><u>(連帯保証人)</u></p> <p>第13条 <u>資金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えると市長が認める保証人を立てることができる。</u></p> <p>(1) <u>独立の生計を営んでいること。</u></p> <p>(2) <u>資金の償還に関して保証するに足りる資力を有していること。</u></p> <p>(3) <u>資金の貸付けを受けていないこと。</u></p> <p>2 <u>前項の保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとし、その範囲は、第16条第1項の違約金を含むものとする。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> | <p><u>(貸付けの条件等)</u></p> <p>第11条 <u>資金の貸付条件は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>貸付利率 年3パーセント（据置期間中は、無利子）</u></p> <p>(2) <u>償還期間 10年（うち3年間（市長が特に必要と認める場合は、5年間）は、据置期間）</u></p> <p>(3) <u>償還方法 年賦又は半年賦元利均等償還</u></p> <p>2 <u>資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、前項第2号の規定にかかわらず、いつでも繰上償還をすることができる。</u></p> <p><u>(連帯保証人)</u></p> <p>第12条 <u>資金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる資格を有する保証人1人を立てなければならない。</u></p> <p>(1) <u>独立の生計を営んでいる者</u></p> <p>(2) <u>資金の償還について弁済の資力を有する者</u></p> <p>(3) <u>資金の貸付けを受けていない者</u></p> <p>2 <u>前項の保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとし、その範囲は、第16条の規定による違約金を含むものとする。</u></p> <p><u>(資金の貸付決定等)</u></p> <p>第13条 <u>資金の貸付けの決定は、貸付けを受</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>(償還期限前の償還)</p> <p>第14条 市長は、借受人が偽りその他不正な手段により<u>資金の貸付け</u>を受けたとき又は貸し付けられた資金（以下「貸付金」という。）を定められた方法により償還しなかったときは、<u>第11条第1項</u>の規定にかかわらず、借受人に対し、貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。</p> <p>(償還の免除又は猶予)</p> <p>第15条 市長は、借受人が死亡したとき又は<u>借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるときは</u>、貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、<u>第13条第1項の規定により立てられた保証人が貸付金の償還未済額を償還することができる</u>と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 市長は、<u>災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により</u>、借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、貸付金の全部又は一部の償還を猶予することができる。</p> <p>3 前項の規定により貸付金の償還が猶予されたときは、<u>貸付金の利子の計算については、その償還が猶予された貸付金は、猶予前の償還期限に償還されたものとみなす。</u></p> <p>(違約金)</p> <p>第16条 市長は、借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還せず、又は第14条の規定により一時に償還すべきこととされた貸付金を支払わなかったときは、定められた償</p> | <p><u>けようとする者の借受けの申込みによって市長が行う。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の申込みがあったときは、貸付けの可否を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。</u></p> <p>(期限前の償還)</p> <p>第14条 市長は、借受人が偽りその他不正な手段により<u>貸付け</u>を受けたとき、又は貸し付けられた資金（以下「貸付金」という。）を定められた方法により償還しなかったときは、<u>第11条第1項第2号</u>の規定にかかわらず、借受人に対し、貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。</p> <p>(償還の免除又は猶予)</p> <p>第15条 市長は、借受人が死亡したとき、又は<u>精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるときは</u>、貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、<u>第12条に定める保証人が貸付金の償還未済額を償還することができる</u>と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 市長は、<u>盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により</u>、借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、貸付金の全部又は一部の償還を猶予することができる。</p> <p>3 前項の規定により貸付金の償還が猶予されたときは、<u>貸付金の利息の計算については、当該償還が猶予された貸付金は、猶予前の償還期日に償還されたものとみなす。</u></p> <p>(違約金)</p> <p>第16条 市長は、借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還せず、又は第14条の規定により一時に償還すべきこととされた貸付金を支払わなかったときは、定められた償</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元利金額につき年<u>5パーセント</u>の割合で計算した<u>額の違約金を支払わせるものとする</u>。ただし、天災その他特別の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>前項の違約金の額の計算に係る年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</u> (報告の聴取等)</p> <p>第17条 市長は、<u>第2条の遺族、障害者、第9条の世帯主又は借受人に対し、弔慰金若しくは見舞金の支給又は資金の貸付け若しくは貸付金の償還に関し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。</u></p> | <p>還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元利金額につき年<u>10.75パーセント</u>の割合で計算した違約金を支払<u>わせることができる</u>。ただし、天災その他特別の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>前項に規定する違約金の額の計算に係る年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u> (報告の聴取等)</p> <p>第17条 市長は、<u>遺族又は障害者に対し、弔慰金又は見舞金の支給について必要な報告又は書類の提出を求めることができる。</u></p> |
|--|---|

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 条例 | 番 号 | 議案第74号 | 所 管 | お客さまサービス課 | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|------------------------|------------------|-----|-----------|-----|--|----|--|----|-----|----|-----|----------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 件 名 | 尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 改正理由</p> <p>水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行により、指定給水装置工事事業者の指定の適正化及び資質の維持・向上を図ることを目的に、指定給水装置工事事業者の指定について、5年の更新制度が導入されるため、当該更新申請に係る手数料を新たに規定するもの。</p> <p>併せて、当該更新申請と手数料算定の対象となる事務が同一である新規指定に係る手数料について改定するもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正後</th> <th colspan="2">現行</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事事業者の指定及び更新の申込みを行う者</td> <td>1件につき 10,000円</td> <td>指定給水装置工事事業者の指定の申込みを行う者</td> <td>1件につき 10,430円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日</p> <p>令和元年10月1日</p> | | | | | | 改正後 | | 現行 | | 区分 | 手数料 | 区分 | 手数料 | 指定給水装置工事事業者の指定及び更新の申込みを行う者 | 1件につき 10,000円 | 指定給水装置工事事業者の指定の申込みを行う者 | 1件につき 10,430円 |
| 改正後 | | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 手数料 | 区分 | 手数料 | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定給水装置工事事業者の指定及び更新の申込みを行う者 | 1件につき 10,000円 | 指定給水装置工事事業者の指定の申込みを行う者 | 1件につき 10,430円 | | | | | | | | | | | | | | |

尼崎市水道事業給水条例

| 改正後 | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------|----------------|---------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------|--------|---------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|-------|--------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------|--------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>(手数料)</p> <p>第40条 管理者に対し次の各号に掲げる事務を請求しようとする者は、当該事務の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第9条第1項の工事の設計又は同条第2項の工事の設計審査 次表の左欄に掲げる工事の種別及び同表の中欄に掲げる量水器の口径の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工事の種別</th> <th style="width: 20%;">量水器の口径</th> <th style="width: 60%;">金額 (1給水装置につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 第9条第2項の工事検査 次表の左欄に掲げる工事の種別及び同表の中欄に掲げる量水器の口径の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工事の種別</th> <th style="width: 20%;">量水器の口径</th> <th style="width: 60%;">金額 (1給水装置につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 法第16条の2第1項の指定又は法第25条の3の2第1項の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</p> <p>2 手数料は、前項各号に掲げる事務の請求を行う際に納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> | 工事の種別 | 量水器の口径 | 金額 (1給水装置につき) | | | | | | | | | | 工事の種別 | 量水器の口径 | 金額 (1給水装置につき) | | | | | | | | | | <p>(手数料)</p> <p>第40条 管理者は、次の各号の一に該当する者からは、それぞれ当該各号に定める手数料を、申込みの際、徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。</p> <p>(1) 第9条第1項の工事の設計又は同条第2項の工事の設計審査を申し込む者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工事の種別</th> <th style="width: 20%;">量水器の口径</th> <th style="width: 60%;">手数料 (1給水装置につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 第9条第2項の工事検査を申し込む者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工事の種別</th> <th style="width: 20%;">量水器の口径</th> <th style="width: 60%;">手数料 (1給水装置につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 法第16条の2第1項の指定の申込みを行う者 1件につき10,430円</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> | 工事の種別 | 量水器の口径 | 手数料 (1給水装置につき) | | | | | | | | | | 工事の種別 | 量水器の口径 | 手数料 (1給水装置につき) | | | | | | | | | |
| 工事の種別 | 量水器の口径 | 金額 (1給水装置につき) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事の種別 | 量水器の口径 | 金額 (1給水装置につき) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事の種別 | 量水器の口径 | 手数料 (1給水装置につき) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事の種別 | 量水器の口径 | 手数料 (1給水装置につき) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

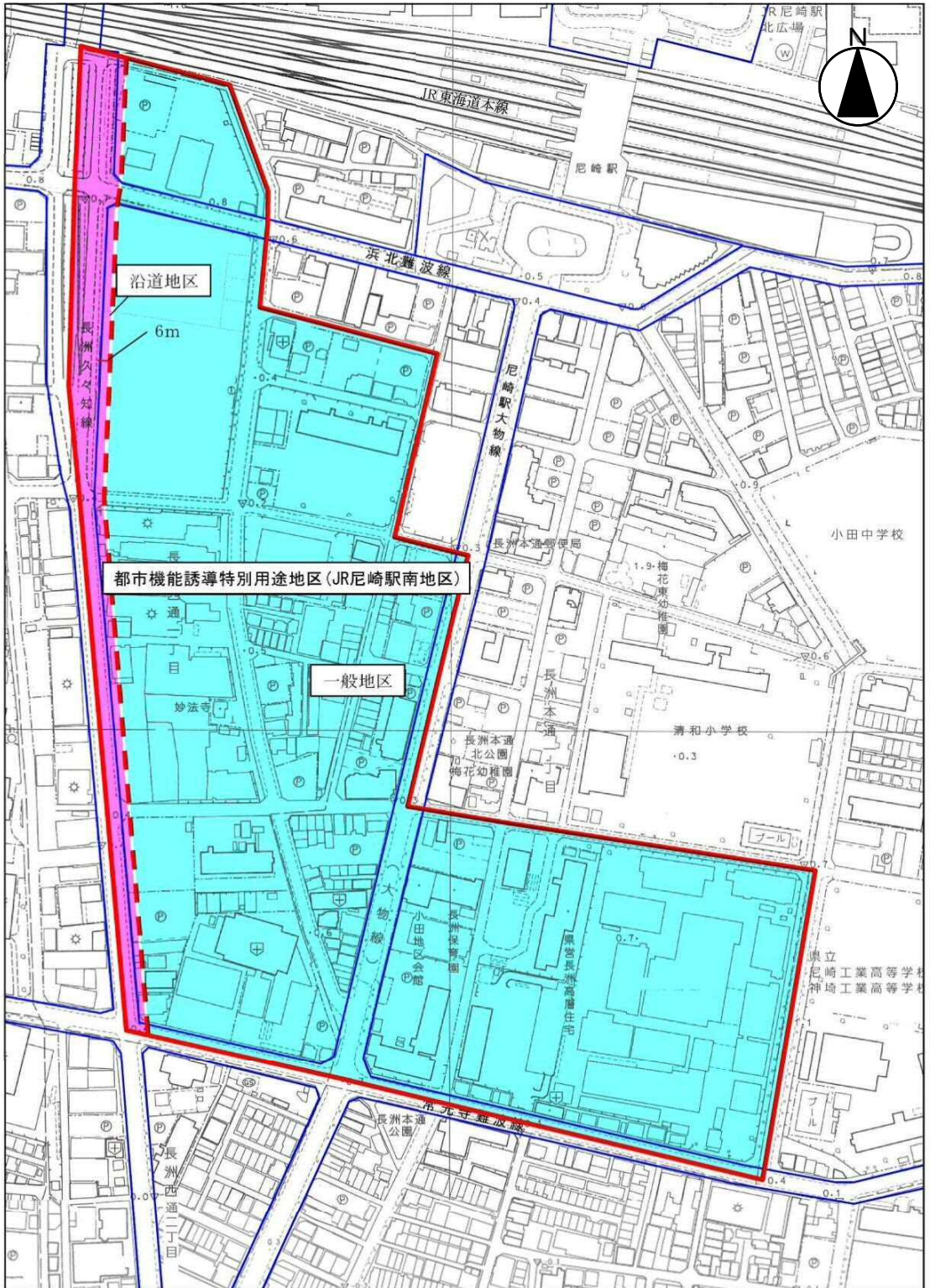
<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 条例 | 番 号 | 議案第75号 | 所 管 | 建築指導課 |
|--|-------------------------|-----|--------|-----|-------|
| 件 名 | 尼崎市都市機能誘導特別用途地区建築条例について | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| <p>1 制定理由</p> <p>J R 尼崎駅南側の住工複合地において、土地利用誘導方針に基づき、既存工場等の操業環境に配慮しながら、利便性の高いことによる魅力やにぎわいを創出するまちづくりの観点を重視した都市機能の集積を目的に、旅館・ホテル等の誘導を行うため、用途地域を補完する特別用途地区（都市機能誘導特別用途地区）の指定に係る都市計画の変更について尼崎市都市計画審議会に付議し、答申を得たところである。</p> <p>当該都市機能誘導特別用途地区について、その目的の達成に必要な建築物等の用途の制限及び緩和を行うため、建築基準法第49条の規定に基づき条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 適用区域及び地区の区分 裏面別図のとおり</p> <p>(2) 建築物等の用途の制限</p> <p>ア 一般地区内においては、次に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <p>(ア) 火薬類（玩具煙火を除く。）、マッチの製造等、住環境形成に影響のある工場</p> <p>(イ) 一定の数量を超える危険物（火薬類（玩具煙火を除く。）、マッチ及び可燃性ガス）の貯蔵・処理施設</p> <p>(ウ) 一日当たりの処理能力が一定の数量を超える廃プラスチック類の破砕・焼却施設等の産業廃棄物処理施設</p> <p>イ 沿道地区内においては、次に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <p>(ア) 一般地区内に建築してはならない建築物等</p> <p>(イ) 住宅及び有料老人ホーム等、居住のための居室等を持つ施設</p> <p>(3) 建築物の用途の緩和</p> <p>適用区域内においては、旅館・ホテル営業の用に供する建築物（簡易宿泊営業や下宿営業を除く。）を建築することができる。</p> <p>3 施行期日 令和元年8月1日</p> | | | | | |

都市機能誘導特別用途地区（JR尼崎駅南地区）区域図

別図

区域 ——
 地区の区分界 - - - -



<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 条例 | 番 号 | 議案第76号 | 所 管 | 住宅政策課 |
|-----|--|-----|--------|-----|-------|
| 件 名 | 尼崎市住宅政策審議会条例について | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| 1 | <p>制定理由</p> <p>尼崎市住宅マスタープランの策定に関する事項その他の本市における住宅政策に関する重要な事項について調査審議を行うにあたり、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、審議会を設置するための条例を制定するもの。</p> | | | | |
| 2 | <p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置 (第1条)</p> <p>尼崎市住宅マスタープランの策定に関する事項その他の本市における住宅政策に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として尼崎市住宅政策審議会を置く。</p> <p>(2) 組織 (第2条)</p> <p>ア 審議会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、学識経験者、市議会議員、市民の代表者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>ウ 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは臨時委員を置くことができる。</p> <p>(3) 任期 (第3条)</p> <p>委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。</p> | | | | |
| 3 | <p>本条例制定に伴う所要の整備</p> <p>本条例の施行により、「尼崎市営住宅等審議会」を廃止する。</p> | | | | |
| 4 | <p>施行期日</p> <p>公布の日</p> | | | | |

尼崎市営住宅等審議会条例

現 行

(設置)

第1条 本市が設置する市営住宅、改良住宅、コミュニティ住宅、再開発住宅、従前居住者用住宅及び特定公共賃貸住宅並びに尼崎市立尼崎稲葉荘団地(以下「市営住宅等」という。)の管理に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市営住宅等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、市営住宅等の管理に関する重要な事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 条例 | 番 号 | 議案第77号 | 所 管 | 放置自転車対策担当 |
|---|---|-----|--------|-----|-----------|
| 件 名 | 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| <p>1 改正理由</p> <p>塚口駅南自転車駐車場については、従前より尼崎中高年事業株式会社に公有財産の使用を許可し、自転車駐車場の管理運営をしてきたところであるが、その管理形態について、他の市所有の自転車等駐車場と同様に市立の駐車場として位置付けるとともに指定管理者による管理を行うため、規定の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例</p> <p>阪急塚口駅南自転車駐車場を市立施設として追加するとともに、その管理運営を指定管理者に行わせるため、別表第1中に「尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場」を追記する。</p> <p>(2) 尼崎市指定管理者選定委員会条例</p> <p>尼崎市指定管理者選定委員会が指定管理者の選定に関する事項を調査審議する対象施設に尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場を追加する。</p> <p>また、当該駐車場は市内の北東部地域に位置するため、既存のJR尼崎駅北自転車駐車場及びJR尼崎駅南自転車駐車場と合わせて一の指定管理者対象施設とみなすとともに、その選定委員会の設置については、他の地域における自転車駐車場と合わせて一の施設とみなして行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和2年4月1日</p> <p>ただし、尼崎市指定管理者選定委員会条例の改正については公布の日</p> | | | | | |

尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（第1条関係）

| 改正後 | | | 現 行 | | |
|------------------|------------|---------|------------------|-----------|---------|
| 別表第1 | | | 別表第1 | | |
| 名称 | 位置 | 自転車等の種別 | 名称 | 位置 | 自転車等の種別 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場 | 尼崎市潮江1丁目 | 自転車 | 尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場 | 尼崎市潮江1丁目 | 自転車 |
| 尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場 | 尼崎市南塚口町2丁目 | 自転車 | 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場 | 尼崎市竹谷町2丁目 | 自転車 |
| 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場 | 尼崎市竹谷町2丁目 | 自転車 | | | |

尼崎市指定管理者選定委員会条例（第2条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>別表第1</p> <p>1～24 略</p> <p>25 尼崎市立 JR 尼崎駅南自転車駐車場、<u>尼崎市立 JR 尼崎駅北自転車駐車場及び尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場</u>（以下「JR 尼崎駅等自転車駐車場」という。）</p> <p>26～31 略</p> <p>備考 略</p> | <p>別表第1</p> <p>1～24 略</p> <p>25 尼崎市立 JR 尼崎駅南自転車駐車場<u>及び</u>尼崎市立 JR 尼崎駅北自転車駐車場（以下「JR 尼崎駅自転車駐車場」という。）</p> <p>26～31 略</p> <p>備考 略</p> |
| <p>別表第2</p> <p>1～13 略</p> <p>14 立花駅等自転車駐車場、JR 尼崎駅等自転車駐車場及び出屋敷駅自転車駐車場</p> <p>15～19 略</p> <p>備考 略</p> | <p>別表第2</p> <p>1～13 略</p> <p>14 立花駅等自転車駐車場、JR 尼崎駅自転車駐車場及び出屋敷駅自転車駐車場</p> <p>15～19 略</p> <p>備考 略</p> |

<令和元年6月定例会>

| 種別 | 条例 | 番号 | 議案第78号 | 所管 | 公園維持課 | |
|--|--------------------------------------|-----------------|--------|---------|---------|------|
| 件名 | 尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | | | | | |
| 内 容 | | | | | | |
| 1 改正理由 令和元年10月から予定されている消費税率の改定へ対応し、魚釣施設及び駐車場を利用する場合並びに占有して使用する場合は利用料金の上限額を改定するもの。 | | | | | | |
| 2 改正内容 | | | | | | |
| (1) 魚釣施設の利用料金の上限額 | | | | | | |
| 利用区分 | | 単位 | | 改正後 | 現行 | |
| 釣り以外に利用する場合 | | 1人1回 | | 大人 | 209円 | 205円 |
| | | | | 小人 | 104円 | 102円 |
| 釣りをを行うために利用する場合 | 基本 使用料 | 1人1回4時間以内 | | 大人 | 838円 | 822円 |
| | | | | 小人 | 419円 | 411円 |
| | 超過 使用料 | 1人4時間を超える1時間ごとに | | 大人 | 209円 | 205円 |
| | | | | 小人 | 104円 | 102円 |
| (2) 駐車場の利用料金の上限額 | | | | | | |
| 駐車時間 | | 大型自動車以外 | | 大型自動車 | | |
| | | 改正後 | 現行 | 改正後 | 現行 | |
| 30分未満 | | 102円 | 100円 | 204円 | 200円 | |
| 30分以上1時間未満 | | 204円 | 200円 | 408円 | 400円 | |
| 1時間以上1時間30分未満 | | 305円 | 300円 | 611円 | 600円 | |
| 1時間30分以上2時間未満 | | 408円 | 400円 | 815円 | 800円 | |
| 2時間以上6時間未満 | | 509円 | 500円 | 1,018円 | 1,000円 | |
| 6時間以上7時間未満 | | 611円 | 600円 | 1,223円 | 1,200円 | |
| 7時間以上8時間未満 | | 713円 | 700円 | 1,426円 | 1,400円 | |
| 8時間以上 | | 815円 | 800円 | 1,630円 | 1,600円 | |
| (3) 魚釣施設等を占有して使用する場合は利用料金の上限額 | | | | | | |
| 行為 | | 単位 | | 改正後 | 現行 | |
| 行商、募金、出店等 | | 占有面積1㎡につき1日 | | 3,142円 | 3,085円 | |
| 業としての写真の撮影 | | 写真機1台につき1日 | | 2,095円 | 2,057円 | |
| 業として映画等の撮影 | | 1日 | | 10,476円 | 10,285円 | |
| 展示会、集会等 | | 占有面積1㎡につき1日 | | 104円 | 102円 | |
| その他 | | 占有面積1㎡につき1日 | | 209円 | 205円 | |
| 3 施行期日 令和元年10月1日 | | | | | | |

尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例

| 改正後 | | | | 現 行 | | | | | |
|---|--------------------|------------|--------|---|------------|--------------------|-----------|------|------|
| (利用料金) 第19条 3 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額並びに別表第3に定める額に <u>105分の110</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。 | | | | (利用料金) 第19条 3 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額並びに別表第3に定める額に <u>105分の108</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。 | | | | | |
| 別表第1 | | | | 別表第1 | | | | | |
| 有料施設等の名称 | 利用区分 | 単位 | | 金額 | 有料施設等の名称 | 利用区分 | 単位 | | 金額 |
| 魚展望釣台 | 釣り以外に利用する場合 | 1人1回 | 大人 | 209円 | 魚展望釣台 | 釣り以外に利用する場合 | 1人1回 | 大人 | 205円 |
| | | | 小人 | 104円 | | | | 小人 | 102円 |
| 施連絡設橋釣台 | 釣りを基本使用する場合 | 1人1回4時間以内 | 大人 | 838円 | 施連絡設橋釣台 | 釣りを基本使用する場合 | 1人1回4時間以内 | 大人 | 822円 |
| | | | 小人 | 419円 | | | | 小人 | 411円 |
| | 超過使用する料を超過する1時間ごとに | 1人4時間 | 大人 | 209円 | | 超過使用する料を超過する1時間ごとに | 1人4時間 | 大人 | 205円 |
| | | | 小人 | 104円 | | | | 小人 | 102円 |
| 軟式野球場 | | 1時間 | 2,500円 | 軟式野球場 | | 1時間 | 2,500円 | | |
| 備考 略 | | | | 備考 略 | | | | | |
| 別表第2 | | | | 別表第2 | | | | | |
| 有料施設等の名称 | 駐車時間 | 金額 | | 有料施設等の名称 | 駐車時間 | 金額 | | | |
| | | 大型自動車以外の車両 | 大型自動車 | | | 大型自動車以外の車両 | 大型自動車 | | |
| 駐 車 場 | 30分未満 | 102円 | 204円 | 駐 車 場 | 30分未満 | 100円 | 200円 | | |
| | 30分以上1時間未満 | 204円 | 408円 | | 30分以上1時間未満 | 200円 | 400円 | | |
| | 1時間以上1時間30分 | 305円 | 611円 | | | 1時間以上1時間30分 | 300円 | 600円 | |

| | | | | | | | |
|------|---------------|-------------|---------------|------|---------------|-------------|---------------|
| | 未満 | | | | 未満 | | |
| | 1時間30分以上2時間未満 | <u>408円</u> | <u>815円</u> | | 1時間30分以上2時間未満 | <u>400円</u> | <u>800円</u> |
| | 2時間以上6時間未満 | <u>509円</u> | <u>1,018円</u> | | 2時間以上6時間未満 | <u>500円</u> | <u>1,000円</u> |
| | 6時間以上7時間未満 | <u>611円</u> | <u>1,223円</u> | | 6時間以上7時間未満 | <u>600円</u> | <u>1,200円</u> |
| | 7時間以上8時間未満 | <u>713円</u> | <u>1,426円</u> | | 7時間以上8時間未満 | <u>700円</u> | <u>1,400円</u> |
| | 8時間以上 | <u>815円</u> | <u>1,630円</u> | | 8時間以上 | <u>800円</u> | <u>1,600円</u> |
| 備考 略 | | | | 備考 略 | | | |

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 条例 | 番 号 | 議案第79号 | 所 管 | 予防課 | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------------|--------------|--------|-----|-----|----|-----|----|------------------------------------|--------------|--------------|-------------------------------------|--------------|--------------|--------------------------------------|--------------|--------------|
| 件 名 | 尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 改正理由</p> <p>消防法において、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所の所有者等は、別に定める技術上の基準を満たし、市町村長から設置許可等を受けることが義務付けられており、当該設置許可等に係る審査及び検査に対する手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により、各容量の区分等にしたがって、その標準額が定められている。</p> <p>本市においても、その標準額に合わせて、条例にて手数料を定めているが、この度、当該政令が改正されるため、それに合わせた改正を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査に係る手数料のうち、次に該当するものについて、それぞれ引上げを行う。</p> <table border="1" data-bbox="240 1189 1422 1628"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの</td> <td>1,590,000円/件</td> <td>1,580,000円/件</td> </tr> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの</td> <td>1,950,000円/件</td> <td>1,940,000円/件</td> </tr> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの</td> <td>2,270,000円/件</td> <td>2,260,000円/件</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日</p> <p>令和元年10月1日</p> | | | | | | 種別 | 改正後 | 現行 | 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの | 1,590,000円/件 | 1,580,000円/件 | 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの | 1,950,000円/件 | 1,940,000円/件 | 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの | 2,270,000円/件 | 2,260,000円/件 |
| 種別 | 改正後 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの | 1,590,000円/件 | 1,580,000円/件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの | 1,950,000円/件 | 1,940,000円/件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの | 2,270,000円/件 | 2,260,000円/件 | | | | | | | | | | | | | | | |

尼崎市消防関係事務手数料条例

| 改正後 | | 現 行 | |
|--|----------------------|--|----------------------|
| 別表 | | 別表 | |
| 種別 | 金額 | 種別 | 金額 |
| 3 略 | | 3 略 | |
| (5) 略 | | (5) 略 | |
| ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000キロリッ トル以上50,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所 | 1件 <u>1,590,000円</u> | ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000キロリッ トル以上50,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所 | 1件 <u>1,580,000円</u> |
| エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000キロリッ トル以上 100,000キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 | 1件 <u>1,950,000円</u> | エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000キロリッ トル以上 100,000キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 | 1件 <u>1,940,000円</u> |
| オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 | 1件 <u>2,270,000円</u> | オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 | 1件 <u>2,260,000円</u> |

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | 条例 | 番 号 | 議案第80号 | 所 管 | 予防課 |
|---|-------------------------|-----|--------|-----|-----|
| 件 名 | 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| <p>1 改正理由</p> <p>住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）の施行により、住宅用防災警報器等を設置しないことができる要件が追加されたため、その内容に合わせた規定整備を行うとともに、今後の民泊の普及拡大に向け、木造共同住宅等の一部に民泊施設が設置された場合の自動火災報知設備の設置義務に係る規定整備を行うもの。</p> <p>併せて、工業標準化法の改正に伴う所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 住宅用防災警報器等を設置しないことができる要件の追加</p> <p>特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合には、住宅用火災警報器の設置を免除できる取扱いについて、既に運用にて実施しているところであるが、今回の省令改正により、当該取扱いが省令にて改めて規定されたため、本条例においても同様に当該免除規定の明文化を行う。</p> <p>(2) 今後の民泊の普及拡大への対応</p> <p>現在、消防法施行令の基準以上に、本市独自で自動火災報知設備の設置を義務付けている、200㎡以上の木造共同住宅等について、その一部に民泊施設が設置された場合にも、当該建物全体を対象に自動火災報知設備の設置を義務付ける。</p> <p>(3) 工業標準化法の改正に伴う整備</p> <p>第17条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p> <p>ただし、工業標準化法の改正に伴う改正については、令和元年7月1日</p> | | | | | |

尼崎市火災予防条例

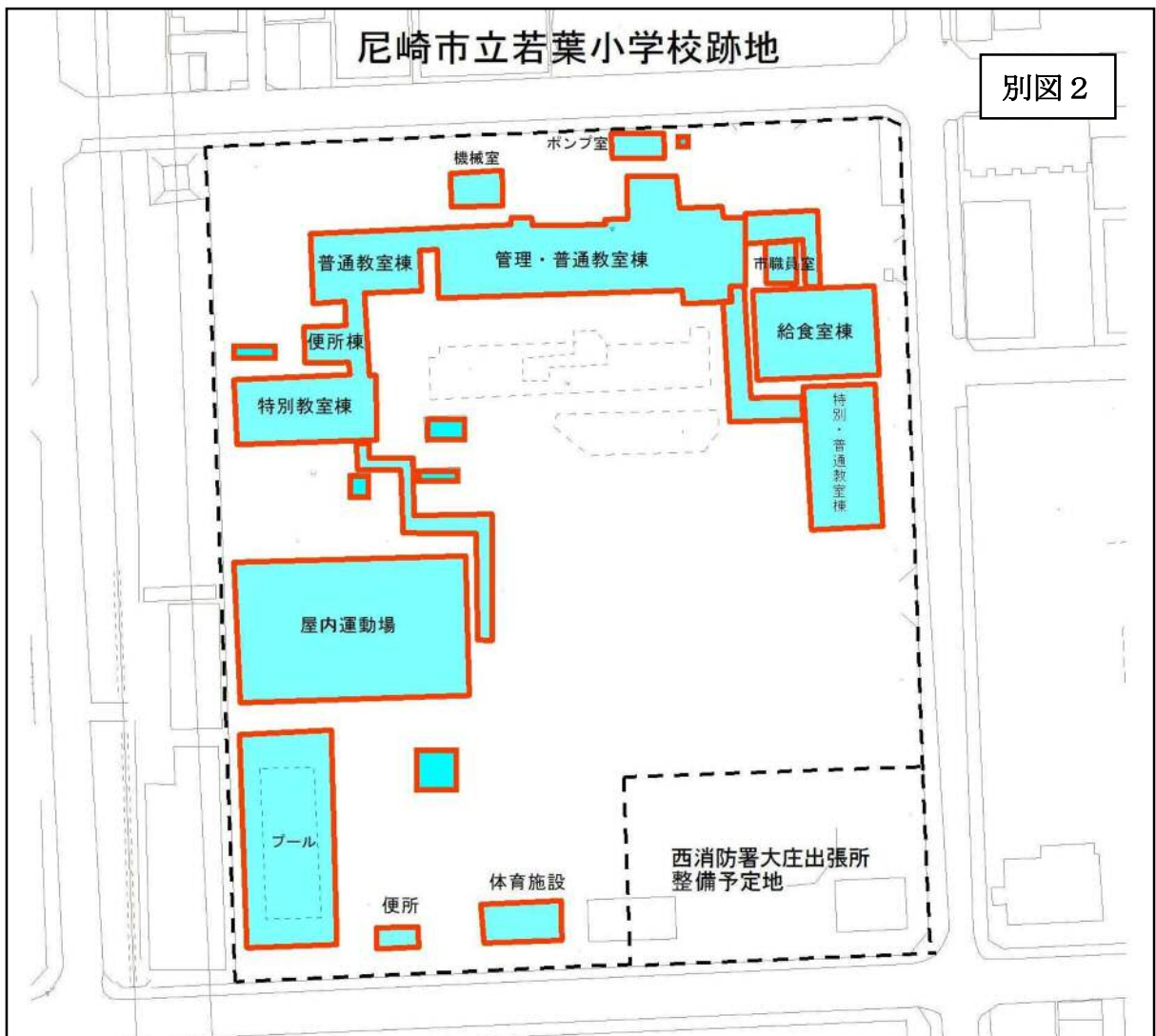
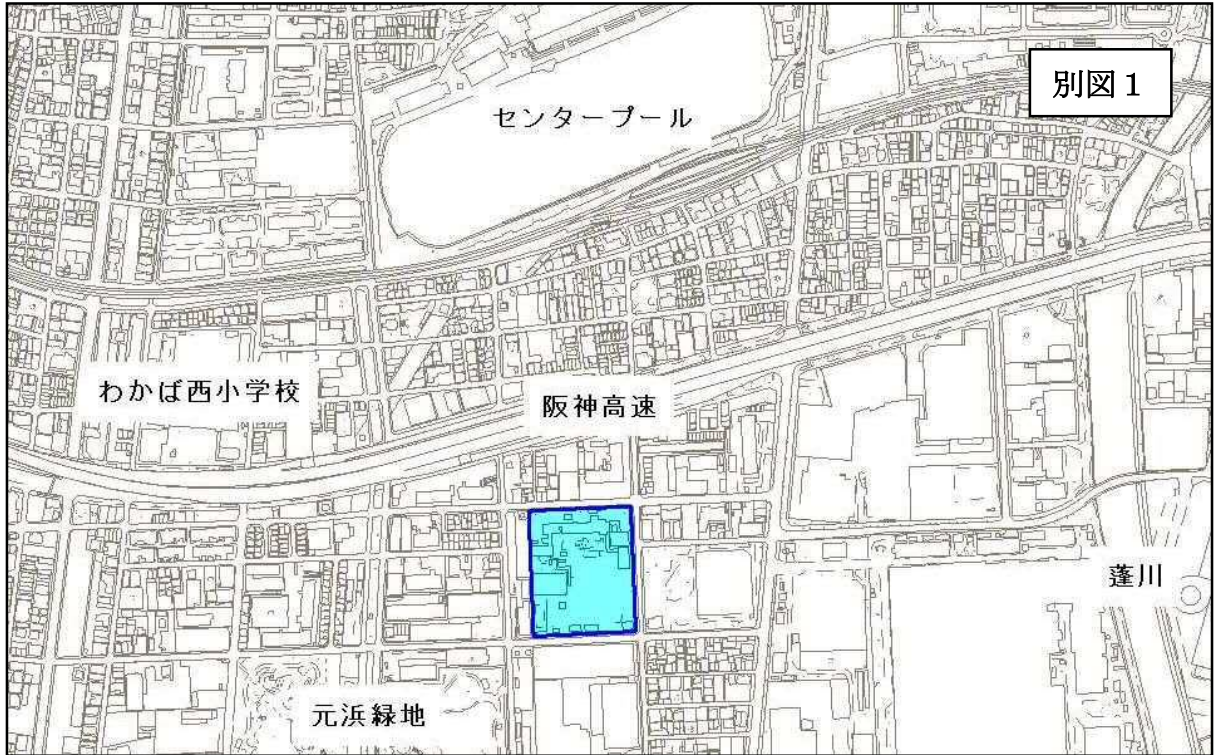
| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(避雷設備)</p> <p>第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第30条の5 略</p> <p>(1) スプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が<u>1種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(3) 共同住宅用スプリンクラー設備（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第2条第13号に規定する<u>共同住宅用スプリンクラー設備</u>をいう。）を特定共同住宅等省令第3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(4) 共同住宅用自動火災報知設備（特定共同住宅等省令第2条第14号に規定する<u>共同住宅用自動火災報知設備</u>をいう。）を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(5) 住戸用自動火災報知設備（特定共同住宅等省令第2条第15号に規定する<u>住戸用自動火災報知設備</u>をいう。）を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(6) <u>特定小規模施設用自動火災報知設備</u>（特定小規模施設における必要とされる防火安</p> | <p>(避雷設備)</p> <p>第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第30条の5 略</p> <p>(1) スプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(3) 共同住宅用スプリンクラー設備（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第2条第13号に規定する<u>もの</u>をいう。）を特定共同住宅等省令第3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(4) 共同住宅用自動火災報知設備（特定共同住宅等省令第2条第14号に規定する<u>もの</u>をいう。）を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(5) 住戸用自動火災報知設備（特定共同住宅等省令第2条第15号に規定する<u>もの</u>をいう。）を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> |

| | |
|---|---|
| <p><u>全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備をいう。）を同令第3条第2項に定める技術上の基準若しくは同条第3項の規定に基づき消防庁長官が定める技術上の基準に従い、又はこれらの技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>(7) <u>複合型居住施設用自動火災報知設備（複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第2条第2号に規定する複合型居住施設用自動火災報知設備をいう。）を同令第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>（自動火災報知設備に関する基準）</p> <p>第40条 次の各号に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。</p> <p>(1) <u>令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの及び建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当するものを除く。）で、その延べ面積が200平方メートル以上であるもの</u></p> <p>(2) <u>小規模特定用途複合防火対象物（省令第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）で令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの（主要構造部を耐火構造としたもの及び建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当するものを除く。）のうち、その延べ面積が200平方メートル以上であり、かつ、当該用途に供される部分の床面積の合計が当該延べ面積の10分の9以上であるもの</u></p> | <p>(6) <u>複合型居住施設用自動火災報知設備（複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第2条第2号に規定するものをいう。）を同令第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>（自動火災報知設備に関する基準）</p> <p>第40条 次の各号に掲げる防火対象物<u>又はその部分</u>には、自動火災報知設備を設けなければならない。</p> <p>(1) <u>令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）で、延べ面積が200平方メートル以上のもの</u></p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>(3) <u>小規模特定用途複合防火対象物又は令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの及び建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当するものを除く。）のうち、同表(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、その延べ面積が300平方メートル以上であるもの</u></p> <p>(4) <u>小規模特定用途複合防火対象物又は令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物で、その延べ面積が1,000平方メートル以上であるもの</u></p> <p>2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに省令第23条（第4項第1号へを除く。）、第24条及び第24条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p><u>この場合において、省令第24条第5号ロ及びハ中「部分（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「部分」と、同号ニ中「階（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「階」と、同条第5号の2ロ（イ）及び（ロ）中「部分（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「部分」と、同条第8号の2イ中「階（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「階」とする。</u></p> | <p>(2) 令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの</p> <p>(3) 令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに省令第23条、第24条及び第24条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> |
|---|--|

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | その他 | 番 号 | 議案第81号 | 所 管 | 大規模市有地活用担当 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|-----------|----------|-----|------------|----|----|----|----------|------------------|-------|-----------|--------|-------|-----------|-----|-----|---|-----|---------|---|---|
| 件 名 | 財産の譲与について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 譲与の目的 旧若葉小学校の校舎等について、学校法人平成医療学園が運営する宝塚医療大学の施設として使用するため。</p> <p>2 譲与する財産 旧若葉小学校の敷地内に存置している校舎等のうち、児童ホーム及びこどもクラブを除く一式。(位置図は別図参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>種類</th> <th>構造</th> <th>延床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">尼崎市道意町 6丁目6番3</td> <td>校舎 4棟</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>4, 258</td> </tr> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>926</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>—</td> <td>553</td> </tr> <tr> <td>その他施設一式</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 譲与の相手方 大阪市北区豊崎7丁目7番17号 学校法人平成医療学園 理事長 岸野 雅方</p> <p>4 選定方法 応募があった1事業者の提案について、若葉小学校敷地活用事業者選定委員会にて書類審査とヒアリングを実施し、市が策定した土地活用方針「教育をはじめ南部地域の活性化につながる施設等の誘致」の実現が見込まれるとの審査結果が示されたことから、当該事業者を優先交渉権者として選定した。</p> | | | | | | 所在 | 種類 | 構造 | 延床面積 (㎡) | 尼崎市道意町 6丁目6番3 | 校舎 4棟 | 鉄筋コンクリート造 | 4, 258 | 屋内運動場 | 鉄筋コンクリート造 | 926 | プール | — | 553 | その他施設一式 | — | — |
| 所在 | 種類 | 構造 | 延床面積 (㎡) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 尼崎市道意町 6丁目6番3 | 校舎 4棟 | 鉄筋コンクリート造 | 4, 258 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 屋内運動場 | 鉄筋コンクリート造 | 926 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | プール | — | 553 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他施設一式 | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



<令和元年6月定例会>

| 種 別 | その他 | 番 号 | 議案第82号 | 所 管 | 施設課、施設整備担当、設備整備担当 |
|-----|--|-----|--------|-----|-------------------|
| 件 名 | 工事請負契約の変更について（旧若草中学校解体工事） | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| 1 | <p>変更理由</p> <p>平成30年度労務・材料等単価を適用して設計を行っている当該工事について、平成31年3月から適用される公共工事設計労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成31年3月からの労務・材料等単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要が生じたため。</p> | | | | |
| 2 | <p>契約の相手方</p> <p>尼崎市杭瀬本町2丁目18番17号 三永建設興業株式会社 代表取締役 堀尾 雅則</p> | | | | |
| 3 | <p>契約金額</p> <p>変更前 203,040,000円 変更後 206,054,280円 増 額 3,014,280円 (※ 金額は消費税等相当額8%を含む。)</p> | | | | |
| 4 | <p>変更内容</p> <p>平成31年3月からの労務・材料等単価の適用</p> | | | | |
| 5 | <p>契約工期</p> <p>平成31年3月8日から令和元年10月19日まで（変更なし）</p> | | | | |

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | その他 | 番 号 | 議案第83号 | 所 管 | 青少年課 |
|-----|--|-----|--------|-----|------|
| 件 名 | 指定管理者の指定について（尼崎市立ユース交流センター） | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| 1 | 施設名及び所在地 尼崎市立ユース交流センター 尼崎市若王寺2丁目18番4号 | | | | |
| 2 | 指定管理者 尼崎市上坂部3丁目3番16号 尼崎ユースコンソーシアム 代表者 西宮市甲風園1丁目3番12号 特定非営利活動法人ブレインヒューマニティー 理事長 松本 学 | | | | |
| 3 | 指定期間 令和元年10月1日から令和6年3月31日まで（4年6か月間） | | | | |
| 4 | 選定方法 平成31年1月7日から2月13日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。 【選定基準】 ①市民の平等な利用が確保されるものであるか ②ユース交流センターの効用を最大限に発揮させるものであるか ③ユース交流センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであるか ④ユース交流センターの管理を安定して行う能力を有しているものであるか | | | | |
| 5 | 応募団体 4団体 | | | | |
| 6 | 選定理由 尼崎ユースコンソーシアムは、選定委員会において設けた4つの選定基準において、総合的に優れた評価を得たことにより、ユース交流センターの指定管理者として適切であると判断した。 | | | | |

応募者一覧

| | 法人等の名称 | 代表者名 | 所在地 | |
|---|-----------------|----------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 1 | ユースホステル兵庫事業連合 | | | |
| | 代表者 | 一般財団法人日本ユースホステル協会 | 代表理事 寺島 眞 | 東京都渋谷区代々木神園町3番1号国立オリンピック記念青少年総合センター内 |
| | 構成員 | 兵庫県ユースホステル協会 | 理事長 小西 庸夫 | 神戸市中央区下山手通4丁目16-3兵庫県民会館7階 |
| 2 | 尼崎ユースコンソーシアム | | | |
| | 代表者 | 特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー | 理事長 松本 学 | 西宮市甲風園1丁目3番12号 |
| | 構成員 | 一般社団法人ポノポノプレイス | 代表理事 吹野 加代 | 尼崎市東園田町3丁目30番地の14 |
| | 構成員 | 特定非営利活動法人み・らいず | 代表理事 河内 崇典 | 大阪市住之江区南加賀屋4丁目4番19号 |
| | 構成員 | 特定非営利活動法人こうべユースネット | 理事長 辻 幸志 | 神戸市中央区雲井通5丁目1番2号神戸市青少年会館内 |
| 3 | 株式会社ハウスビルシステム | 代表取締役 坂下 芳史 | 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 | |
| 4 | 特定非営利活動法人シンフォニー | 理事 山崎 勲 | 尼崎市御園町5番地尼崎土井ビルディング2階A号室 | |

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | その他 | 番 号 | 議案第84号 | 所 管 | 住宅整備担当 |
|-----|---|-----|--------|-----|--------|
| 件 名 | 事業契約の変更について（市営武庫3住宅第1期建替事業） | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| 1 | <p>変更理由</p> <p>時友住宅建替事業の契約期間末に向けて、事業契約書に基づき物価変動等に伴う契約金額の増額のため事業契約の変更を行うもの。</p> | | | | |
| 2 | <p>契約の相手方</p> <p>株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社吉川組、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社アクロスコーポレーション及び株式会社セノオ商會を構成企業とするグループ</p> <p>代表企業 尼崎市玄番南之町4番地</p> <p>株式会社柄谷工務店</p> <p>代表取締役 柄谷 順一郎</p> | | | | |
| 3 | <p>契約金額</p> <p>変更前 5,500,029,200円</p> <p>変更後 5,505,663,823円</p> <p>増 額 5,634,623円</p> <p>〔※ 金額は消費税等相当額8%を含む。ただし、入居者移転支援業務に係る経費に一部消費税等対象外経費あり。〕</p> | | | | |
| 4 | <p>変更内容</p> <p>物価変動等に伴う契約金額の増額</p> | | | | |
| 5 | <p>契約期間</p> <p>平成26年10月8日から令和元年9月30日まで（変更なし）</p> | | | | |

<令和元年6月定例会>

| | | | | | |
|---|-----------------|-----------------------|--------|-----|-----|
| 種 別 | その他 | 番 号 | 議案第85号 | 所 管 | 道路課 |
| 件 名 | 市道路線の認定及び廃止について | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| 1 理由 道路法第8条第2項（同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、市道路線を認定及び廃止するため、議決を求めるもの。 | | | | | |
| 2 対象路線 | | | | | |
| (1) 認定しようとする路線 | | | | | |
| 路 線 名 | | 起 点 ～ 終 点 | | | |
| 市 道 第 8 6 4 号 線 | | 武庫之荘8丁目156-1 ～ 同156-2 | | | |
| (2) 廃止しようとする路線 | | | | | |
| 路 線 名 | | 起 点 ～ 終 点 | | | |
| 森19号の1笠ノ池線 | | 森字笠ノ池840-1 ～ 同259-3 | | | |

市道路線の認定図

別 図



新規認定路線
 (4736) 市道第864号線
 幅員 = 6.00m
 延長 = 102.69m
 起終点地番: 武庫之荘8丁目156-1~同156-2

山陽新幹線

市営時友住宅
 建替事業地

市営時友住宅
 建替事業地

市営時友住宅
 建替事業地

市立
 武庫体育館

県立武庫荘
 総合高等学校

武庫之荘8丁目

| | | |
|----|--|-----------------|
| 凡例 | | 新規認定路線 |
| | | 新規認定路線 道路予定地 |
| | | 既認定路線 |

市道路線の廃止図

別 図



<令和元年6月定例会>

| 種 別 | その他 | 番 号 | 議案第86号 | 所 管 | 消防局企画管理課 |
|-----|--|-----|--------|-----|----------|
| 件 名 | 物件の買入れについて(35mはしご付消防自動車) | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| 1 | <p>買入れの目的</p> <p>火災等の災害現場に出動しているはしご付消防自動車が、令和元年度にNO_x・PM法(自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)による規制を受け使用出来なくなることから、消防力を強化し、人命救助等の消防活動を迅速かつ的確に行うため、現有車両を更新するもの。</p> | | | | |
| 2 | <p>買入れの方法</p> <p>随意契約</p> | | | | |
| 3 | <p>買入れの金額</p> <p>219,890,000円(※ 金額は消費税等相当額10%を含む。)</p> | | | | |
| 4 | <p>買入れの相手方</p> <p>三田市テクノパーク2番地の3 株式会社モリタ 関西支店 支店長 合田 努</p> | | | | |
| 5 | <p>買入れ物件の内容</p> <p>35mはしご付消防自動車 1台</p> | | | | |
| 6 | <p>納期</p> <p>令和2年2月7日</p> | | | | |

開 札 結 果 表

| | | | | |
|------------|---------------|--------|--------------|------------|
| | | | 開札年月日 | 平成31年4月24日 |
| 件 名 | 3.5mはしご付消防自動車 | | | |
| 落札者名 | (株)モリタ関西支店 | 落札金額 | 199,900,000円 | |
| 予定価格 | 203,636,364円 | 最低制限価格 | ————— | |
| 見 積 者 名 | 第1回目見積金額(円) | | | |
| (株)モリタ関西支店 | 199,900,000 | | 決定 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和元年6月定例会>

| 種 別 | その他 | 番 号 | 議案第87号 | 所 管 | 消防局企画管理課 |
|-----|---|-----|--------|-----|----------|
| 件 名 | 物件の買入れについて（高規格救急自動車） | | | | |
| 内 容 | | | | | |
| 1 | 買入れの目的 災害等により発生した傷病者を、医療機関に搬送する高規格救急自動車2台が、経年劣化していることから、消防力を強化し、市内で発生した救急事案に、迅速かつ的確に対応するため現有車両を更新するもの。 | | | | |
| 2 | 買入れの方法 指名競争入札 | | | | |
| 3 | 買入れの金額 61,820,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。） | | | | |
| 4 | 買入れの相手方 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号 兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所 所長 白根 浩 司 | | | | |
| 5 | 買入れ物件の内容 高規格救急自動車 2台 | | | | |
| 6 | 納期 令和2年2月28日 | | | | |

開 札 結 果 表

| | | | |
|------------------|----------------------|-------------|-------------|
| | | 開札年月日 | 平成31年4月24日 |
| 件 名 | 高規格救急自動車 | | |
| 落 札 者 名 | 兵庫トヨタ自動車(株) 特販営業所 | 落 札 金 額 | 56,200,000円 |
| 予 定 価 格 | 60,000,000円 | 最 低 制 限 価 格 | ————— |
| 見 積 者 名 | 第1回目見積金額(円) | | |
| 兵庫トヨタ自動車(株)特販営業所 | 56,200,000 | 決定 | |
| キンパイ商事(株) | 62,000,000 | ※予定価格超過 | |
| 平尾自動車工業(株) | 62,000,000 | ※予定価格超過 | |
| (株)赤尾大阪営業部 | 64,200,000 | ※予定価格超過 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)